

(社福) 山梨県社会福祉協議会

II-1-1 (2)

山梨県社会福祉協議会は山梨県からの受託事業において、経費を目的外に使用していた。これは業者に依頼し、本来購入したパソコンを別のトナーとインク代等の経費として請求書を提出させたものである。このことにより、山梨県から平成16年度1,354,370円、平成17年度1,123,605円過大に委託料を貰い過ぎていたので、山梨県に返戻する必要がある。一方、上記貰い過ぎていた委託料と法人の資金で購入したパソコン24台はすべて資産計上せず、費用処理を行っていたため固定資産として計上する必要がある。

山梨県社会福祉協議会は山梨県からの受託事業において、経費として認められない固定資産、具体的にはパソコンを平成16年度及び平成17年度の2回及び全国ボランティアフェアフェスナバルビデオ製作費の収益金を基に24台、総額3,960,000円で購入した。

平成16年度にパソコンを購入したが、業者に依頼して請求書を改ざんし下記のように振り分けた。

大区分	中区分	金額	事業名	金額
事務費支出	消耗品費	104,139円	介護実習	
事務費支出	消耗品費	121,448円	法人運営	
事務費支出	印刷製本費	74,214円	福祉人材センター	
事務費支出	消耗品費	210,945円	福祉人材センター	54,978円
事業費支出	印刷製本費	18,220円	ねんりんピッコ事業	155,967円
			法人運営	
		138,750円	地域福祉権利擁護	
		194,797円	福祉施設経営指導事業	
		156,691円	第三者評価事業	
		93,000円	運営適正化委員会	
		315,877円	福祉人材センター	
		226,924円	介護支援専門員研修事業	
		1,650,000円		

が目的外使用した1,354,370円であり、1,650,000円は法人の資産計上漏れの額である。

平成17年度パソコンを購入したが、業者に依頼して請求書を改ざんし下記のように振り分けた。

50円	744枚	37,200円
20円	132枚	2,640円
10円	1,180枚	11,800円
5円	7枚	35円
1円	443枚	443円
小計		1,045,338円
総合計		6,295,338円

(1)と(2)から平成21年3月31日には6,124,068円あったと推定され、この金額を本来貯蔵品として資産計上すべきであった。

切手が増えた理由についての山梨県社会福祉協議会の回答

本会では、長年の間各事業費等(法人運営費も含む)で購入した切手を総務課で預かり金庫に保管、職員が使用する使用缶に補充してきた経緯があります。その結果、県から受託した事業、補助事業の各担当者は切手が必要な時は、切手缶から切手を出して、切手使用簿に使用枚数と金額を記入することで事足りていたと考えられます。

切手が不足すると、切手の補充を口頭で総務課に言うことで切手の補充が行われ、長年行ってきたこのやり方に対して職員誰もが疑問を持たず、毎年予算の範囲内で切手を購入し続けてきたことが切手の在庫増につながった一番大きな要因ではないかと考えられます。なお、切手購入の時期が年度末に集中し、その在庫を翌年度執行していくという方法も長年行われ、結果切手の在庫が増えた要因と言えます。

また逆に言うとも、各事業担当職員も各々の事業で使用した切手の枚数・金額を把握しなくても事業遂行上何ら問題も起きなかつたと言えます。

大区分	中区分	金額	事業名
事務費支出	消耗品費	26,670 円	法人運営費
事務費支出	消耗品費	74,214 円	福祉人材センター
事務費支出	消耗品費	34,650 円	福祉人材センター
事務費支出	印刷製本費	105,000 円	福祉人材センター
事務費支出	印刷製本費	4,725 円	企画広報啓発事業(社協の自主事業)
事務費支出	印刷製本費	29,354 円	精神保健ヘルパー研修
事務費支出	消耗品費	59,850 円	福祉人材センター
事務費支出	消耗品費	223,041 円	介護支援専門員研修
事務費支出	消耗品費	315,000 円	介護支援専門員研修
事務費支出	印刷製本費	41,496 円	福祉人材センター
事務費支出	印刷製本費	241,000 円	福祉人材センター
		1,155,000 円	

が目的外使用した 1,123,605 円であり、1,155,000 円は法人の資産計上漏れの額である。

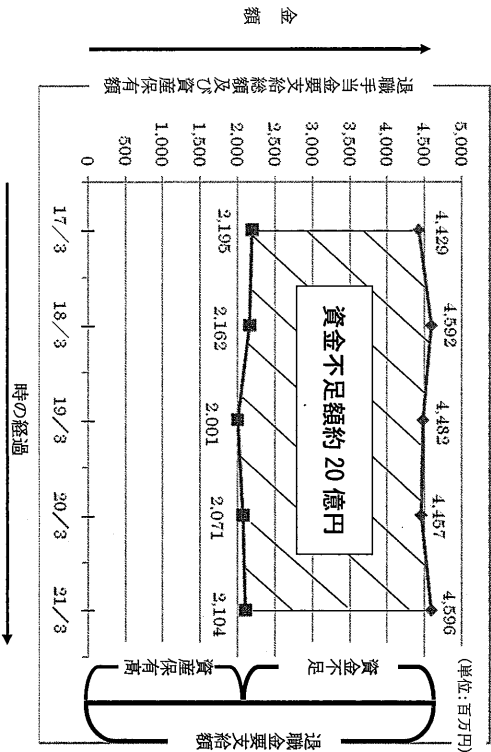
上記平成 16 年度・平成 17 年度以外に平成 15 年度において、(全国ボランティアアセスメント)が行われ、その実行委員会が平成 14 年度末に解散したが、その後山梨県社会福祉協議会として販売した収益金のほぼ全額 1,155,000 円でパソコンを 7 台購入しているが、パソコンの什器備品への資産計上も漏れており、一方収益金を雑収入に計上する処理も行っていないかった。

パソコン内訳

年度	事業名	区分	科目	内容	金額(円)	合計(円)	PO購入数(台)	一名当たり購入額(円)
15	全国ボランティアアセスメント				1,155,000	1,155,000	7	
	介護実習普及センター	県受託	事務費・消耗品費	コピー機・プリンター・印刷機・カメラ・パソコン代	104,139			
	法人運営	県補助	事務費・消耗品費	コピー機・プリンター・印刷機・カメラ・パソコン代	121,443			
	福祉人材センター	県受託	事務費・印刷製本費	印刷機・スター・インク代	74,214			
	福祉人材センター	県受託	事務費・消耗品費	コピー機・プリンター・印刷機・カメラ・パソコン代	54,978			
	法人運営	民間補助	事務費・印刷製本費	コピー機・プリンター・印刷機・カメラ・パソコン代	155,987			
	法人運営	県補助	事務費・印刷製本費	印刷機・スター・インク・プリンター・カメラ・パソコン代	18,220			
	地域福祉推進	県補助	事務費・印刷製本費	印刷機・スター・インク・プリンター・カメラ・パソコン代	133,750	1,650,000	10	165,000
	福祉施設設備	県補助	事務費・印刷製本費	印刷機・スター・インク・プリンター・カメラ・パソコン代	194,797			
	福祉施設設備	県補助	事務費・印刷製本費	印刷機・スター・インク・プリンター・カメラ・パソコン代	156,691			
	第三者研修	県補助	事務費・印刷製本費	印刷機・スター・インク・プリンター・カメラ・パソコン代	93,000			
	運営適正化	県補助	事務費・印刷製本費	印刷機・スター・インク・プリンター・カメラ・パソコン代	315,877			
	福祉人材センター	県受託	事務費・印刷製本費	印刷機・スター・インク・プリンター・カメラ・パソコン代	226,924			
	介護支援専門員研修	県受託	事務費・印刷製本費	プリンター・カメラ・パソコン代	26,670			
	法人運営	県補助	事務費・印刷製本費	印刷機・スター・インク代	74,214			
	福祉人材センター	県受託	事務費・消耗品費	印刷機・スター・インク代	34,650			
	福祉人材センター	県受託	事務費・消耗品費	プリンター・カメラ・パソコン代	105,000			
	福祉人材センター	県受託	事務費・印刷製本費	印刷機・スター・インク代	4,725			
	企画広報啓発	自主	事務費・印刷製本費	印刷機・スター・インク代	29,354	1,155,000	7	165,000
	精神保健ヘルパー研修	県受託	事務費・印刷製本費	印刷機・スター・インク代	59,850			
	福祉人材センター	県受託	事務費・消耗品費	印刷機・プリンク代	223,041			
	介護支援専門員研修	県受託	事務費・印刷製本費	印刷機・スター・インク代	315,000			
	介護支援専門員研修	県受託	事務費・消耗品費	プリンター・カメラ・パソコン代	41,496			
	福祉人材センター	県受託	事務費・消耗品費	印刷機・プリンク代	241,000			
	福祉人材センター	県受託	事務費・印刷製本費	印刷機・スター・インク代				
	合計				3,960,000		24	165,000

平成 21 年 3 月 31 日現在、山梨県民間社会福祉事業者退職手当等共済に加入している人は、4,618 名であり退職金要支給額は、4,596 百万円、これに伴う資金(預金・有価証券等)保有高は 2,104 百万円となっており、2,492 百万円の資金が不足している。山梨県民間社会福祉事業者退職手当等共済規程第 39 条においては、基金運営委員会において財政の健全化のため 3 年ごとに第 12 条の(掛金の額)、現実問題としては掛金の増額、また、第 16 条の(退職手当金の額)、現実問題としては退職金支給率の段階的引下げ等を行い積立水準の回復に努めることになっているので、基金運営委員会として真の財政の健全化改革を本気で実行する必要がある。一方、現在保有している資金のうち、有価証券の帳簿価額は 1,298 百万円であるが、平成 21 年 3 月 31 日現在の含み損益を合計して 164 百万円の損(約 12%)をかかえている。

山梨県民間社会福祉事業者退職手当等共済事業執行状況報告書を過去 10 年間調査した結果、退職手当金要支給額と資産保有高の状況は、次のとおりである。



年月日	対象人数	退職手当要支給額	資産保有高 (基金残高)	積立不足額	資産保有率
17.3.31	4,126 人	4,429,775,000 円	2,195,331,383 円	2,234,443,617 円	49.56%
18.3.31	4,329 人	4,592,113,000 円	2,162,874,223 円	2,429,238,777 円	47.10%
19.3.31	4,398 人	4,482,911,100 円	2,001,641,358 円	2,481,269,742 円	44.65%
20.3.31	4,477 人	4,457,661,800 円	2,071,916,395 円	2,385,744,905 円	46.48%
21.3.31	4,618 人	4,596,023,400 円	2,104,007,579 円	2,492,015,721 円	45.78%

山梨県民間社会福祉事業者退職手当等共済規程第 39 条で次のように規定されている。

(財政の健全化)

第 39 条
基金運営委員会は、共済事業の財政の健全化を計るため 3 年毎に収支の財政再計算を行い、積立水準の不足が明らかになった場合は積立水準の回復計画を策定し、掛金の額、退職手当金について見直しを行い、積立水準の回復に努めなければならない。

上記を基に平成 18 年 3 月 3 日に基金運営委員会において、退職手当共済規程の見直しを行った。改正のポイントとしては、①退職手当金算定乗率の上限設定、段階的削減(上限 35 年、7 年間で 7%削減)、②退職手当金給付の制限(被共済期間が 12 ヶ月未満の者)、③財政健全化の規定明記(3 年毎の規程見直し)等である。これを踏まえ、平成 18 年 4 月 1 日より改正されたのであるが、退職手当金要支給額と基金残高の乖離は平成 21 年 3 月末時点で逆に大きくなっている。今後、退職手当共済を継続的に行っていくためには、実行可能性ある共済規程のさらなる見直しが必要不可欠である。具体的には、退職手当金算定乗率の段階的削減の激しい対応が必要と考える。一方、掛金の見直しも考えられるが、給付の実行可能性を踏まえ、相当な改革が必要である。

(社福) 山梨県社会福祉協議会

II-1-1 (4)

社会福祉法人山梨県社会福祉協議会の特別会計「離職者支援資金特別会計」において、5億5千万円程の資金が活用されずに眠っている。山梨県の経済が停滞している現状において、平成18年度・平成19年度・平成20年度と過去3年間貸付が一切行われていない。離職者支援資金は平成21年10月1日以降総合支援資金として連帯保証人もいらないので、今まで以上に活用しやすい貸付金となっている。このため、今後有効に活用していくことが必要である。

離職者支援資金の貸付状況は下記のとおりである。

年度	貸付金		貸付金残高
	貸付額	回収額	
13	200,000	0	200,000
14	20,000,000	46,660	20,153,340
15	12,200,000	3,770,320	28,583,020
16	4,800,000	2,344,630	31,038,390
17	5,900,000	3,445,200	33,493,190
18	0	2,623,440	30,869,750
19	0	3,261,435	27,608,315
20	0	1,909,005	25,699,310
計	43,100,000	17,400,690	

離職者支援資金の貸付制度要綱によると(1) 貸付対象、(2) 貸付期間及び貸付限度額、(3) 貸付けの方法及び利率、(4) 連帯保証人は、当初次のとおりであった。

(1) 貸付対象

- ① 生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯であること。
- ② 当該生計中心者が就労することが可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く努力をしていること。
- ③ 当該生計中心者が就労することにより世帯の自立が見込めること。
- ④ 当該生計中心者が離職の日から2年(特別な場合は3年)を超えていないこと。
- ⑤ 当該生計中心者が雇用保険の一般被保険者であった者に係る求職者給付を受給中ではないこと。

(2) 貸付期間及び貸付限度額

- ① 貸付期間は、貸付けを希望する月から12月以内の期間とする。
- ② 貸付限度額は、月額200,000円とする。ただし、単身世帯にあっては月額100,000円とする。

- (3) 貸付けの方法及び利率
 - ① 貸付金の償還期限は、据置期間経過後7年以内とする。
 - ② 据置期間は、貸付期間の終了後12月以内とする。
 - ③ 貸付金の利率は、据置期間経過後年3パーセントとする。

(4) 連帯保証人

- ① 資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならぬ。

平成18年度から貸付がない状況が続いている理由としては、

- ① 連帯保証人が得られない
- ② 疾病などにより就労可能な状況にない
- ③ 生計中心者でない
- ④ 1ヶ月程度の短期就労の繰返し、などがあげられる。

このような中で生活福祉資金の貸付の見直しが行われ、「厚生労働省発社援0728第9号平成21年7月28日」の生活福祉資金の貸付けについての通知で平成21年10月1日より、次のように改正された。

従来の離職者支援資金は、改正後総合支援資金の生活支援費として取り扱われることとなった。

(新制度)

資金の種類	据置期間		償還期限
	生活支援費	最終貸付日から6月以内	
総合支援資金	住宅入居費 一時生活再建費	貸付けの日(生活の支援費とあわせて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後20年以内

(1) 貸付対象

- ① 資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの(以下「低所得世帯」という。)

(2) 貸付金額の限度

- ① 生活支援費
二人以上の世帯は月額200,000円以内。単身世帯は月額150,000円以内。

(社福) 山梨県社会福祉協議会

II-1-1 (5)

また、貸付期間は12月以内の期間とする。

- ② 住宅入居費
400,000円以内
- ③ 一時生活再建費
600,000円以内

(3) 貸付金の利率
総合支援資金の貸付金の利率は、連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後年1.5パーセントとする。

(4) 連帯保証人
借入申込者は、原則として連帯保証人を立てるものとする。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、資金の貸付けを受けることができるものとする。

上記のように改正後は貸付対象の制度が緩和され、また連帯保証人は必ずしも必要ではない。連帯保証人を立てると無利息となり、連帯保証人を立てた場合でも金利は年1.5パーセントと低利となっており、また償還期限も7年から20年へ延長され、すべてにおいて緩和され利用しやすい貸付制度となっているため5億5千万円を県民のために有効に活用して頂きたい。

外債の仕組債を公益事業及び一般会計で平成17年10月頃から、13億円購入し、平成21年3月31日現在、約3億円の含み損が発生している。また、決裁規程では、「資産の管理及び処分に関すること」は、会長の決裁事項であり、資産運用管理規程第4条で取得可能な有価証券は、国債、政府保証債、地方債等以外は、「会長が承認し、安全性が高いと認められ、かつ有利と判断されたもの」と規定されているが、上記13億円の購入がすべて常務理事の代決となっていた。(当法人には会長は存在するが、決裁規程3条2項で会長が不在のときは、常務理事がその事務を代決することができる。とされ、これを適用したものである。) 重要事項の決定は代決すべきではなくまた、外債の仕組債は国債等と比較すると危険性・リスクはあると考えられるため、安全性を重視した有価証券の運用が望まれる。但し、平成21年4月1日以降は会長の専決事項に改められている。

外債の仕組債を公益事業及び一般会計で取得した概要は次のとおりである。

事業	取引先	債券種類	購入価額	平成21年 3月末時価	評価損	取得年月日	決裁者	
公益事業 退職 共済	日興ユーティリティ証券㈱	円建外国債券(30年) 円建外国債券(30年)	200,000,000	141,690,000	△ 58,320,000	18.2.14	常務理事	
		円建外国債券(19年9月) 円建外国債券(15年)	100,000,000	68,630,000	△ 31,370,000	17.12.20	常務理事	
	日興ユーティリティ証券㈱	円建外国債券(30年) 円建外国債券(30年)	100,000,000	76,960,000	△ 23,040,000	17.10.28	常務理事	
		円建外国債券(30年) 円建外国債券(30年)	100,000,000	75,770,000	△ 24,230,000	17.10.28	常務理事	
	小計		700,000,000	523,060,000	△ 176,940,000			常務理事
	一般会計 ともしび 基金	三菱UFJ証券㈱	ユーロ円債(30年) ユーロ円債(30年)	100,000,000	94,139,000	△ 5,861,000	16.8.6	常務理事
			ユーロ円債(30年) ユーロ円債(30年)	100,000,000	70,810,000	△ 29,190,000	18.1.10	常務理事
		日興ユーティリティ証券㈱	ユーロ円債(30年) ユーロ円債(30年)	100,000,000	79,200,000	△ 20,800,000	18.1.10	常務理事
			ユーロ円債(30年) ユーロ円債(30年)	100,000,000	80,505,000	△ 19,494,000	18.7.13	常務理事
三菱UFJ証券㈱		ユーロ円債(30年) ユーロ円債(30年)	20,000,000	13,472,000	△ 6,528,000	19.9.27	常務理事	
		ユーロ円債(30年) ユーロ円債(30年)	100,000,000	73,370,000	△ 26,630,000	20.2.25	常務理事	
小計			520,000,000	411,497,000	△ 108,503,000			
総合 計				1,300,000,000	988,445,000	△ 311,555,000		

(社福) 山梨県社会福祉協議会

II-1-1 (6)

山梨県からの受託事業において、山梨県から貰う事業費より実際にかかる事業費が過去5年間で246万円少ない。このため、この差額を山梨県社会福祉協議会では雑収入として計上している。この原因は、山梨県が委託する時の委託料の精算時における消費税の取扱いである。具体的には、委託料の精算時の人件費を除いた需要費等の課税仕入額だけ山梨県社会福祉協議会の消費税負担がないためである。消費税の支払予定額の計算は、精算書作成時点で可能であるので正確な事業支出を算定し、山梨県の委託料については過不足なく精算すべきである。

山梨県は実際にかかる費用より多い金額を支払って事業を山梨県社会福祉協議会に依頼しているが、過去5年間の状況は下記のとおりである。

(単位:円)

年度	山梨県から貰う消費税A	税務署に支払う消費税B	A-Bを県社協の雑収入として計上
平成20年度	3,002,698 (会館 361,500)	1,167,300 (注2)	1,835,398
平成19年度	2,710,640 (会館 271,400)	1,725,200	985,440
平成18年度 (注1)	1,896,863 (会館 497,800)	1,386,500	508,363
平成17年度	1,672,270 (会館 413,100)	2,326,200	▲655,930
平成16年度	856,207 (会館 303,500)	1,067,200	▲210,993
合計	10,188,678	7,676,400	2,462,278

(注1) 長寿やまなし振興財団と統合したため消費税額が多くなっている。
(注2) Bの中には社会福祉協議分が含まれているが、その分控除していない。



委託料を過不足なく精算すると考えれば、過去5年間で山梨県が社会福祉協議会へ過大に支払った額の大部分である。

上記のことが何故発生するかについては、下記事業委託料精算書で説明する。

資産運用管理規程第4条で取得可能な有価証券は、元本回収の可能性を鑑み下記団体が発行する債券とする。

- ① 日本国政府 (国債)
- ② 政府関係機関 (政府保証債、財投機関債、公社・公団債)
- ③ 地方公共団体 (地方債)
- ④ その他会長が承認し、安全性が高いと認められ、かつ有利と判断されたもの。ただし、日本の格付機関のうち1社以上が、長期債務についてBBB格以上と格付けしたものである。

同5条で本会資産の運用にあたっては、常務理事を運用責任者とする。

公益事業における外債の仕組債の運用益は、当初1年は高利回りが確保されているものの、その後の運用状況は下記のとおり受取利息が激減している。

債券種類	利率	購入額面	受取利息		
			平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末
円建外国債券(30年) フエルティ地方金融公社	当初 1年4.2%	2億円	8,400,000	8,400,000	831,850
円建外国債券(19年9ヶ月) ドイツ復興金融公庫	当初 1年5.2%	1億円	4,587,500	2,991,250	0
円建外国債券(15年) 東京海上インシュランス /ジャコフ・マックス銀行	当初 1年3.45%	1億円	3,450,000	1,278,740	0
円建外国債券(30年) 円建外国債券(30年) ハーカインズ銀行	当初 1年4.0%	1億円	4,000,000	7,635,424	3,444,508
円建外国債券(30年)	当初 1年5.0%	2億円	10,000,000	7,152,542	2,976,924
合計		7億円	30,437,500	27,457,956	7,253,282

(社福) 山梨県社会福祉協議会

II-1- (7)

A社から平成21年2月、3月に大量の事務消耗品を購入し、さらに8万円～9万円の分割納入をしている。これらは山梨県からの受託事業の経費も含まれており、適切な経費の発注を行うことが必要と考える。現状は翌期の費用となるものを多額に買い込んで当期の費用としているので費用の一部が歪められている。下記166万円は約8ヶ月分の在庫額である。

A社から平成21年2月、3月に購入した事務消耗品は、次のとおりである。

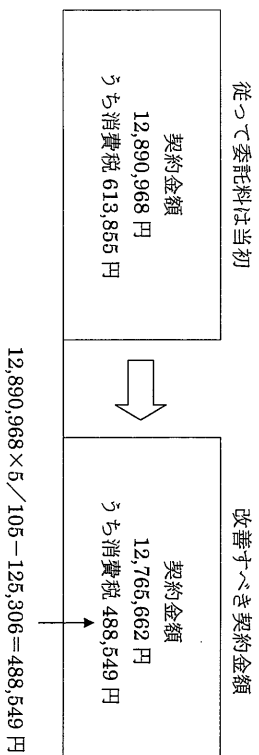
年月日	摘要	金額	年月日	摘要	金額
21年2月10日	トナーカートリッジ等 購入費	84,840	21年3月6日	トナーカートリッジ等 購入費	84,840
2月10日	トランスクリプター等 購入費	81,900	3月6日	トランスクリプター等 購入費	81,900
2月13日	トナーカートリッジ等 購入費	84,840	3月11日	トナーカートリッジ等 購入費	84,840
2月13日	トランスクリプター等 購入費	81,900	3月11日	トランスクリプター等 購入費	81,900
2月17日	トナーカートリッジ等 購入費	84,840	3月14日	トナーカートリッジ等 購入費	84,840
2月17日	トランスクリプター等 購入費	81,900	3月14日	トランスクリプター等 購入費	81,900
2月20日	トナーカートリッジ等 購入費	84,840	3月18日	トナーカートリッジ等 購入費	84,840
2月20日	トランスクリプター等 購入費	81,900	3月18日	トランスクリプター等 購入費	81,900
3月4日	トナーカートリッジ等 購入費	84,840	3月23日	トナーカートリッジ等 購入費	84,840
3月4日	トランスクリプター等 購入費	81,900	3月23日	トランスクリプター等 購入費	81,900
			合計		1,667,400

平成20年4月から平成21年3月までのトナーカートリッジ等の購入費総額は20年4月～21年1月までの720,000円と上記21年2月・3月分の1,667,400円合計2,387,400円となる。消耗品の適正な年度使用が必要である。

××事業委託料精算書 (21ある事業のうちの1つである。)

給料手当	8,447,460		
福利厚生費	1,198,213		
		①	
社会保険料		②	
消耗品費 (税込)	707,882	合計	2,631,440
印刷製本費 (税込)	91,662		
役務費他 (税込)	1,831,926		
小計	12,277,113		
消費税 ①×5%	613,855		
合計	12,890,968		
		③	125,306
			④
			613,855

山梨県社会福祉協議会としては①-③=488,549円を納めれば良いことになる。従って、委託料について過不足なく精算するということは、12,277,113円+488,549円=12,765,662円(税込)で精算することになる。つまり、現状=12,890,968円-12,765,662円=125,306円だけ過大に山梨県が委託料を支払っていることになる。



(社福) 山梨県社会福祉協議会

II-1-1 (8)

退職給与引当金の計上不足額 20 百万円、及び賞与引当金の計上不足額 14 百万円発生している。従って、社会福祉法人会計基準に準拠した会計処理を行い、適正な期間損益計算が必要である。引当金計上不足額を計上すれば、事業活動収支差額が 34 百万円悪化することになる。

社会福祉法人会計基準によると退職給与引当金及び賞与引当金の計上については、次のように規定されている。

(退職債務の引当て)

第 28 条 職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の事業活動収支計算における支出として繰り入れ、その残高を負債の部に退職給与引当金として計上するものとする。(注 10)

(その他の引当て)

第 29 条 前条に規定するもの他、引当金として計上すべきものがある場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の事業活動収支計算における支出として繰り入れ、その残高を負債の部に内容を示す名称を付した引当金の科目をもって計上するものとする。(注 11)

社会福祉法人「会計基準注解」で次のように規定されている。

(注 10) 退職債務の引当てについて

将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を見積る場合には、原則として、個々の職員について、将来支給する退職金のうち社会福祉法人が負担することとなる額を見積り、その額を現在価値に割り引いて当該会計年度の負担すべき額を計算する。

しかし、この計算方法を採用することが困難な場合においては、当該会計年度末に在籍する全職員が退職するとみなした場合の退職金要支給額のうち社会福祉法人が負担することとなる額を貸借対照表の負債の部に退職給与引当金として計上し、前会計年度末の退職給与引当金の額（当該会計年度において、退職給与引当金の戻入れが行われた場合にはその戻入れ額を控除した額）との差額を退職給与引当金繰入額として、当該会計年度の事業活動収支計算書の事業活動支出に計上することが認められている。

(注 11) その他の引当てについて

会計基準第 29 条に規定する引当金とは、将来において事業活動収支計算の支出に計上されるもので、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の

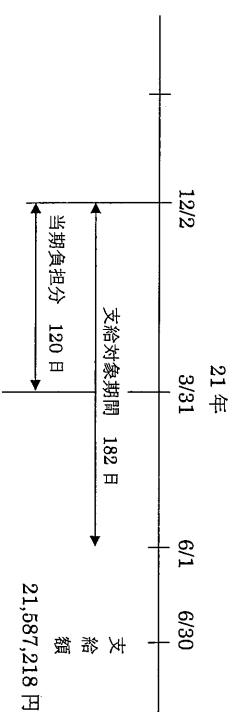
可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができるものをいう。これに該当する引当金としては、例えば、職員に対する賞与引当金、定期的に行われる点検、修理に対する修繕引当金等があげられる。

当法人の退職給与引当金について平成 21 年 3 月 31 日現在で検討すると下記のとおりである。

退職給与要支給額	184,221,420 円 (24 名分)
決算報告書上の退職給与引当金	164,051,940 円
計上不足額	<u>20,169,480 円</u>

一方、賞与引当金について平成 21 年 3 月 31 日現在で検討すると下記のとおりである。

賞与支給対象期間は、平成 20 年 12 月 2 日から平成 21 年 6 月 1 日までである。この賞与支給対象期間に対して、平成 21 年 6 月 1 日に在職する職員に平成 21 年 6 月 30 日に支給すると通知されている。



賞与引当金計上不足額は、

$$21,587,218 \text{ 円} \times \frac{120}{182} = 14,293,330 \text{ 円}$$

- 平成 20 年度労働保険料確定申告及び平成 21 年度概算確定申告において、短時間労働者 2 名 (A 氏、B 氏) が当該保険年度の保険料算定基礎額に算入されていない。

上記 1

労働保険の保険料に関する法律第 11 条第 2 項：前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。
(概算保険料)
同第 15 条第 1 項：事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料を、その労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その保険年度の初日 (中略) から 50 日以内に納付しなければならない。
同第 15 条第 1 項第 1 号：(前略)その保険年度に使用するすべての労働者 (中略) に係る賃金総額 (中略) の見込額 (後略) (確定保険料)
第 19 条第 1 項第 1 号：(前略)その保険年度に使用したすべての労働者 (中略) に係る賃金総額 (後略)

すべての労働者とは、嘱託・パート・アルバイト等、名称の如何を問わず事業又は事務所に使用される者で賃金の支払われる者である。よって、短時間労働者の A 氏、同 B 氏を含めて算定しなければならぬ。

平成 20 年度確定保険料額
(A 氏分 675,600 円 + B 氏分 755,400 円) × 4.5 / 1,000 = 6,489 円 (円未満端数切捨て) ①
「石綿による健康被害の救済に関する法律」による一般拠出金
(675,600 円 + 755,400 円) × 0.05 / 1,000 = 71 円 (円未満端数切捨て) ②

平成 21 年度概算保険料額
(675,600 円 + 755,400 円) × 3 / 1,000 = 4,293 円 (円未満端数切捨て) ③
よって、① + ② + ③ = 10,803 円を納付しなければならない。
なお、A 氏・B 氏ともに週所定労働時間が 20 時間未満につき、雇用保険の被保険者とならないため雇用保険料分は算入の必要なし。

社会福祉法人 A の平成 21 年 3 月 31 日未収金残高が帳簿上 117 万円あることになっているが、実際のあるべき残高は 57 万円であり 60 万円円過大に計上されているため、平成 21 年度決算において 60 万円の特別損失を計上すべきである。

平成 21 年 3 月 31 日未収金残高 117,440,814 円の内訳とあるべき残高は次のとおりである。

(単位:円)

会計区分	帳簿残高(A)	あるべき残高(B)	(B)-(A)=資産の過大計上額
特別養護老人ホーム	39,238,235	30,327,924	▲ 8,910,311
ショート予防ショート	45,759,906	8,649,975	▲ 37,109,931
デイ・予防デイ	25,036,185	12,038,577	12,997,608
包括支援センター	3,389,221	3,967,071	567,850
居宅介護支援事業所	2,387,312	2,198,980	▲ 188,332
ケアハウス	1,669,955	0	▲ 1,669,955
合計	117,440,814	57,182,527	▲ 60,258,287

上記の会計区分名は、正しくは次のとおりである。
特別養護老人ホーム → ×× 指定介護老人福祉施設
ショート・予防ショート → ×× 指定短期入所生活介護事務所
デイ・予防デイ → ×× 指定通所介護事業所
包括支援センター → 地域包括支援センター ××
居宅介護支援事業所 → ×× 指定居宅介護支援事業所
ケアハウス → ×× ×× ××

この未収金の差額は平成 14 年度以前に大部分が発生したもので、事務処理を外部の委託先から社会福祉法人 A が独自で行うようになった頃に発生していたものである。
現段階では内容の把握が困難であるため、過年度の処理誤り額 60 万円を特別損失にまとめて平成 21 年度に計上し、正しい決算報告を行い、理事会の承認を受ける必要がある。

社会福祉法人A

II-2-1 (2)

軽費老人ホームにおける入所者からの事務費徴収額は、(1)前年の収入から市町村住民税の金額等を控除したものを計算基礎とすべきであるが、これを控除しない金額を基にして事務費徴収額が計算され3名で合計18万円過大に徴収していた。また、(2)徴収金額の改定時期が統一されていなかったりした。

担当者が交代したばかりで引き継ぎに不手際があった。担当変更した場合にもその内容が明確になるような書類整備や引き継ぎをしなければ、同様な誤謬は発生する可能性が高く、内部書類を整備するとともに管理体制を見直すべきである。

(1) 事務費徴収額の計算の誤り

社会福祉法人Aで運営している軽費老人ホームにおける入所者からの事務費徴収額(利用料の一部)は、前年の対象収入による階層区分に応じて計算される。対象収入とは、「山梨県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱」で定める別表2において定められている。事務費本人徴収額の計算方法における対象収入は、前年の収入から租税(所得税、住民税)、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分の必要経費を控除した後の収入をいう。

平成20年度の利用料について確認したところ、前年の対象収入から住民税を控除しない所得区分で事務費徴収額を計算する事例があった。

下記の場合、前年の収入から住民税等を差し引いた対象収入は、2,262,184円であり、この場合には次表の階層9号に当てはまり、毎月の事務費徴収額は40,000円であるところを、住民税90,700円を差し引かないで計算した対象収入2,352,884円で階層10号を当てはめ毎月の事務費徴収額は45,000円徴収していた。

階層	対象収入による所得区分	事務費徴収額(月額)
9号	2,200,001円~2,300,000円	40,000円
10号	2,300,001円~2,400,000円	45,000円

これは、前任担当者の作成した事務費徴収額の計算根拠書類も作成されていたのかも不明であり、引き継ぎが充分でなく、平成20年から事務処理を引き継いだ未経験の新任担当者が手探りで事務費徴収額の計算根拠を作った。この時に住民税把握を失念してしまったことから階層を誤ってしまった。今後は市町村住民税課税証明書を入手し間違いない利用料を徴収すべきであり、差額は本人に返金すべきである。

氏名	対象収入(A-B)	収入額A	必要経費B	階層区分	月額徴収額	年額徴収額
A	2,352,884	2,640,396	287,512	10	45,000	540,000
B	2,320,594	2,602,596	281,902	10	45,000	540,000
C	2,494,446	2,801,598	307,152	11	50,000	600,000

氏名	対象収入(A-B)	収入額A	必要経費B	階層区分	月額徴収額	年額徴収額
A	2,262,184	2,640,396	378,212	9	40,000	480,000
B	2,233,594	2,602,596	369,002	9	40,000	480,000
C	2,391,246	2,801,598	410,352	10	45,000	540,000

氏名	訂正前年徴収額	訂正後年徴収額	過大徴収額
A	540,000円	480,000円	60,000円
B	540,000円	480,000円	60,000円
C	600,000円	540,000円	60,000円

(2) 徴収金額の改定時期を統一すべきもの

軽費老人ホームにおける利用料である事務費徴収額は前年の対象収入の階層区分に応じて毎年7月から改定されることとされている。

しかしながら、平成20年度の利用料の改定時期を確認したところ、本来7月に改訂されるべきものが、5月に改訂されているものがあった。担当者に確認したところ、利用料の改定月がいつからなのかが前任担当者からの引き継ぎに不手際があり、明確に理解していない状況であった。土地の譲渡などあった場合には所得金額に大きな変動をもたらすため、利用料改定時期がまちまちであれば公平な利用料金徴収を担保できないため、今後これを適切に運用していただきたい。

	4月	5月	6月	7月
徴収した金額	67,300円	13,000円	13,000円	13,000円
7月改訂の場合の徴収金額	67,300円	67,300円	67,300円	13,000円
7月改訂の場合の徴収不足額	0円	54,300円	54,300円	0円

社会福祉法人A

II-2-1 (3)

- (1) 利用料徴収の時期が入居契約書と違うため、契約書と実際の運用を統一する必要がある。
- (2) 補助金に加算される民間施設給与改善費の基礎となる平均勤続年数が実際の勤続年数と異なるため、正確な算定をする必要がある。

(1) 軽費老人ホームにおける入居契約書第 11 条、13 条によれば毎月の利用料は当月 5 日に請求し、当月 10 日に自動引き落としする旨が規定されている。しかしながら実際の請求は翌月 5 日で自動引落日は翌月 10 日になっており、契約書と実際の運営を統一すべきである。

(2) 軽費老人ホームにおける補助金に加算される民間施設給与改善費の基礎となる平均勤続年数は 4 年 1 ヶ月として計算されていたものの、履歴書等から確認した平均勤続年数は 5 年 1 ヶ月であった。いずれの場合も 4 年以上 6 年未満に該当するため F 階級として 7% 加算となり補助金の額に影響を及ぼさないものの、正確な算定をお願いしたい。

氏名	法人の計算した勤続年数	あるべき勤続年数
A	9年 5ヶ月	8年 9ヶ月
B	8ヶ月	6年 11ヶ月
C	5年 2ヶ月	5年 2ヶ月
D	8ヶ月	8ヶ月
E	4年 8ヶ月	4年 1ヶ月
合計	20年 7ヶ月	25年 7ヶ月
平均	4年 1ヶ月	5年 1ヶ月

社会福祉法人A

II-2-1 (4)

経理規程 48 条 (賞与引当金) で「職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。」とあるが、実際には計上されていない。経理規程に準拠した会計処理は期間損益計算の観点から重要であるので、今後計上する必要がある。

経理規程上「職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。」とされているが、現状行われていない。賞与引当金の計上は期間損益計算の適正化の観点から必要であるため、平成 21 年度から計上すべきである。

仮に賞与支給対象期間が平成 21 年 12 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとし、平成 22 年 6 月の賞与が 600 万円とすれば、当該会計年度 (平成 21 年度) の負担に属する額 (600 万円×4ヶ月÷6ヶ月=400 万円) を賞与引当金として計上することになる。

社会福祉法人 A

II-2-1 (5)

1. 社会保険の被保険者資格取得日と雇入年月日が相違しているケースが見受けられるが、当該資格取得日と雇入年月日は同一日付でなければならぬ。
2. 時間外労働割増賃金及び休日労働割増賃金、並びに深夜労働割増賃金の算定の基礎に『調整手当・役職手当・主任手当・副主任手当・リーダー手当』の5手当てが算入されていない。当該手当の不算入は法令違反である。このため、過去2年間の未払賃金額1,431,123円となっているので、職員に支払う必要がある。

上記1

(資格取得の時期→健康保険)

- 健康保険法第35条第1項：被保険者は(中略)、適用事業所に使用されるに至った日若しくはその使用される事業所が適用事業所となった日(中略)から、被保険者の資格を取得する。
- 昭和26年保健局長名通達第5177号
- 事業所の内規等により一定期間は臨時又は試みに使用すると称し、又は雇用者の出入頻繁で継続するか否か不明であるという理由で取得届の提出を遅らせる者は臨時使用と認めず、雇い入れの当初より被保険者とする。
- (資格取得の時期→厚生年金保険)
- 厚生年金保険法第18条第1項：第9条の規定による被保険者は、適用事業所に使用されるに至った日若しくはその使用される事業所が適用事業所となった日(中略)に、被保険者の資格を取得する。(参照)
- 厚生年金保険法第9条第1項：
適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。

B氏 ●雇入年月日：平成19年10月17日

●社会保険資格取得日：平成19年10月21日

C氏 ●雇入年月日：平成19年11月19日

●社会保険資格取得日：平成19年12月1日

これらの法令のとおり、雇入年月日が即ち資格取得日となるため、上記2名について資格取得日の訂正が必要である。

(届出)

健康保険法第48条第1項：適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を被保険者等に届け出なければならない。

事業主が、正当な理由がなく第48条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、同法第208条第1項第1号の規定により、六月以下の

懲役又は五十万円以下の罰金に処されることとなる。

(届出)

厚生年金保険法第27条第1項：適用事業所の事業主(中略)は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者(中略)の資格の取得及び喪失(中略)並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。

事業主が、正当な理由がなく第27条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、同法第102条第1項第1号の規定により、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処されることとなる。

上記2

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

労働基準法第37条第4項：(前略)割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当、その他厚生労働省で定める賃金は参入しない。

労働基準法施行規則第21条：法第37条第4項の規定によつて、家族手当及び通勤手当のほか、次に掲げる賃金は、同条第1項の割増賃金の基礎となる賃金には算入しない。

(1) 別居手当 (2) 子女教育手当 (3) 住宅手当

(4) 随時に支払われた賃金 (5) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金

労働基準法第37条第1項に規定する「通常の労働時間又は労働日の賃金」であつて、この7種類の賃金に該当しないものは、すべて割増賃金の基礎となる賃金に算入しなければならない。従つて、割増賃金の算定の基礎は；

〔本棒+調整手当+役職手当+主任手当+副主任手当+リーダー手当〕となる。

なお、労働基準法第115条の規定により、賃金の請求権は2年で時効により消滅するため、平成19年11月27日から平成21年11月26日までの時間外労働及び休日労働分、並びに深夜労働分についての支払義務が生ずることとなる。

また、労働基準法第24条の規定により『賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。』ことから、当該割増賃金の不足額未払いは同条違反となり、かつ【上記5手当ての不算入】は、労働基準法第119条第1項第1号の定めにより、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処されることとなる。

養護老人ホーム××施設改築(建て替え)にあたり、入所者72名を民間の寮に11ヶ月程仮住まいすることになり、当該民間の寮の改装に56,454,260円を要し、11ヵ月後の退去の時に当該仮寮復旧工事として56,269,300円を要した。仮入所先の確保について、法人の当初の計画では、民間企業の資材置場を借り、そこに仮設建物を建設する予定で約71百万円の費用を見込んでいたが、土地所有者(民間企業)の経営破綻により、急遽やむを得ず寮を借り受け改修することとなり、結果として41千万円程度費用が増大した。法人としては想定し得ない計画変更であるものの、民間の寮を借りる方策についてさらに検討を行い、条件面で賃貸人との交渉を上手に進められれば、仮設建物に係る経費の削減約41百万円が図れた可能性があった。

民間の寮は5階建て(築約20年)で各階に6～7部屋あり合計32部屋程あり。入居前は、このうち8部屋が使用中であった。

この民間の寮を1階～3階まで借り、次のように居室を確保した。

1階	1部屋	4人	7部屋	合計	28人
2階	1部屋	8人	7部屋	合計	21人
3階	1部屋	4人	6部屋	合計	24人
合計			20部屋		73人

この居室を確保するに際し、法人は、精神疾患や要介護者など入所者の特性に配慮し、入浴事故や火災などのリスク回避策を踏まえつつ、後掲図面の改修前の各部屋のキッチン、ユニットバスをすべて撤去することとし、入所者1人当たりの床面積を3.3平方メートルの養護老人ホーム施設基準をまもったものである。

しかし、1階から3階を借りて入所者1人当たりの床面積を確保するため、1階から3階までのキッチン、ユニットバスを撤去し、寮退去の時に当該仮寮の復旧工事のため、新品のキッチン、ユニットバスにリニューアルするよりも、入所者にとっては11ヶ月程の仮住いであるため、1階から4階までを借り切つて、キッチンやユニットバスを使用できないようにし、次のように使用することも考えられた。

1階	1部屋	3人	7部屋	合計	21人
2階	1部屋	3人	7部屋	合計	21人
3階	1部屋	3人	6部屋	合計	18人
4階	1部屋	3人	6部屋	合計	18人
合計			26部屋		78人

この代替案で考察すると、4階の一部屋の居住者に他の民間アパートへ11ヵ月程移ってもらうための補償は必要であるが、今回のように1階から3階まで

の既存設備を撤去し、退去時にすべて新品にして復旧する必要性があるかについては、さらに検討すべきであったと考える。
当該寮の改装工事代56百万円、及び当該寮復旧工事代56百万円の中には、後掲図面の右側(図面上は省略)の1階にトイレ5つ、2階に4つ新設し、また2階に新たにガス、排水を設置するなど入所者の処遇に必要な工事も行っているが、寮を1階から4階まで借り可能な限り経費削減のための方策をさらに検討すべきであった。

寮の改装工事及び寮復旧工事の設計金額を示すと次のとおりである。

〈寮の改装工事設計金額〉

名称	設計額
共通仮設工事	1,148,460
仮設建物工事	32,449,879
仮設電気設備工事	9,600,000
仮設機械設備工事	6,534,000
既存厨房機器移設	750,000
諸経費	8,517,661
合計	59,000,000

名称	金額
直接仮設工事	2,486,800
解体工事	4,178,058
改装工事	12,039,250
建物リース料	11,428,571
雑工事	2,317,200
合計	32,449,879

〈寮復旧工事設計金額〉

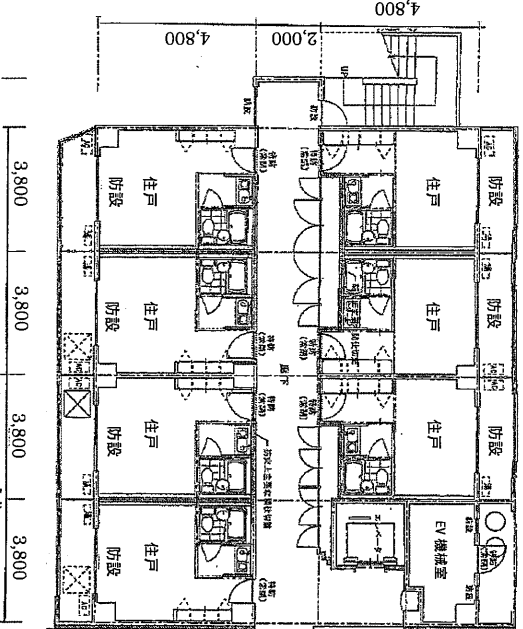
名称	設計額
共通仮設工事	1,075,400
仮設建物工事	36,431,900
仮設電気設備工事	7,066,900
仮設機械設備工事	4,992,900
既存厨房機器移設	2,041,000
諸経費	7,198,600
合計	58,806,700

名称	金額
直接仮設工事	2,603,400
改修時撤去品復旧工事	
①ユニットバス取付	16,744,000
②キッチン取付	5,670,000
③間仕切壁未復旧	3,539,940
④その他	821,810
内装仕上工事	4,651,700
改修時新規取付撤去費	687,500
改修時施工品撤去工事	1,713,550
合計	36,431,900

上記のように老人ホーム建設に際し、入居者に仮設住宅を用意し、11ヵ月経過後に実際経費発生で1億12百万円を要し、入居者に仮設建物を用意する場合の手法について再検討すべきと考える。

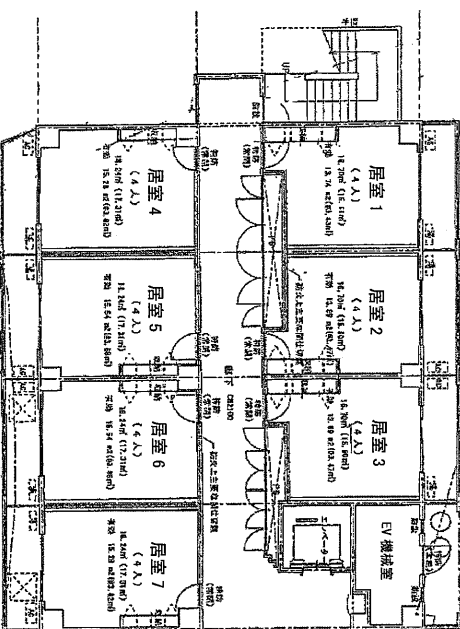
老人ホームの建て替えについては、本事例のように仮設建物に係る経費に多額を要することが見込まれる。大規模な施設の建て替えであり、建て替え期間中の入所者の安全、安心な生活場所の確保を考えると相応の支出はやむを得ないと考えるが、仮設建物の確保方法によってはこれに要する費用に大きな違いが生ずる。県の補助金交付額に影響はないが、今後老人ホームの老朽化に伴い、仮設の寮の必要な事態が発生することも考えられ、仮設寮の改修・撤去に1億円の経費を発生させるのではなく、今後同じような案件が出た場合、仮設建物の確保策について十分な検討をする必要がある。(県の遊休土地に仮設の寮を建設し、当該建設資金が後で役立つように検討することも重要である。)

改修前



(図面の右側に居住スペースがあるが省略)

改修後



社会福祉法人C

II-4-1 (1)

1. 社会保険の被保険者資格取得日と雇入年月日が相違しているケースが見受けられるが、当該資格取得日と雇入年月日は同一日付でなければならぬ。
2. 退職月の雇用保険料被保険者負担分を被保険者から徴収していないケースが見受けられるが、このような未徴収処理は法令違反となる。

上記1

(資格取得の時期→健康保険)

健康保険法第35条第1項：

被保険者は(中略)、適用事業所に使用されるに至った日若しくはその使用される事業所が適用事業所となった日(中略)から、被保険者の資格を取得する。

昭和26年保健局長名通達第5177号

事業所の内規等により一定期間は臨時又は試みに使用すると称し、又は雇用者の出入頻繁で承続するか否か不明であるという理由で取得届の提出を遅らせる者は臨時使用と認めず、雇い入れの当初より被保険者とする。

(資格取得の時期→厚生年金保険)

厚生年金保険法第13条第1項：

第9条の規定による被保険者は、適用事業所に使用されるに至った日若しくはその使用される事業所が適用事業所となった日(中略)に、被保険者の資格を取得する。(参照)

厚生年金保険法第9条第1項：

適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。

これらの法令のとおり『常用的使用関係』にある者については、雇入年月日が即ち資格取得日となるため、【健康保険 厚生年金保険 被保険者資格関係訂正届】による資格取得日の訂正が必要である。

なお『常用的使用関係』とは、一般社員その他、①勤務時間と②勤務日数で、それぞれ一般社員のおおむね4分の3以上である者とされている(下記参照)。

①勤務時間→1日の所定労働時間が、一般社員のおおむね4分の3以上(一般社員の所定労働時間が1日8時間とすると、6時間以上の場合)
で、なおかつ

②勤務日数→1カ月の勤務日数が、一般社員の所定労働日数のおおむね4分の3以上

A施設

A氏 ●雇入年月日：平成20年1月23日

●社会保険被保険者資格取得日：平成20年4月1日

- B施設
- B氏 ●雇入年月日：平成20年3月21日
●社会保険被保険者資格取得日：平成20年4月1日
- C施設
- C氏 ●雇入年月日：平成20年4月21日
●社会保険被保険者資格取得日：平成20年5月1日

上記2

(労働保険料の負担)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条第1項：
次の各号に掲げる雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者は(中略)、当該各号に掲げる額を負担するものとする。

(1) 第12条第1項第1号の事業に係る被保険者

イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の2分の1の額

イ 当該事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に相当する部分の額(後略)

ロ イの額に相当する額に3事業率を乗じて得た額(注釈：3事業とは、1)雇用安定事業、2)能力開発事業及び3)雇用福祉事業からなり、事業主負担のみの保険料により主として事業主への助成金等の財源として用いられているもの)。(参照)

雇用保険法第4条第1項：

この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第6条各号に掲げる者(注釈：週所定労働時間が20時間未満の者等)以外の者をいう。

第12条第1項第1号(一般保険料に係る保険料率)：

一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。

(1) 労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、労災保険率と雇用保険率とを加えた額

A施設 D氏 平成20年3月31日退職、雇用保険料被保険者負担分未徴収額 409円
(平成20年3月21日～同年3月31日勤務分)

" E氏 平成20年3月31日退職、雇用保険料被保険者負担分未徴収額 321円
(平成20年3月21日～同年3月31日勤務分)

" F氏 平成21年3月31日退職、雇用保険料被保険者負担分未徴収額 639円
(平成21年3月21日～同年3月31日勤務分)

" G氏 平成21年3月31日退職、雇用保険料被保険者負担分未徴収額 786円
(平成21年3月21日～同年3月31日勤務分)

社会福祉法人D

II-5-1 (1)

××センター運営費補助金実績報告書の実支出済額及び寄付金その他収入の額が実際発生額とかけ離れた数値で報告され、補助金基準額に一致させていた。提出された実績報告書の実支出済額は40,619,853円であるが、精査後の金額は44,072,732円、また提出された実績報告書の寄付金その他収入の額は358,573円であるが、精査後の金額は2,850,582円であった。適正な実績報告書の作成が必要である。

また、××センター運営費補助対象事業と委託事業の目的が分かりにくいいため、契約書、交付要綱を改正することが望ましい。

××センター運営費補助金交付要綱

第8条 この補助事業が完了したときは、点字図書館運営費補助事業実績報告書を、事業が完了した日から起算して一箇月を経過した日又は、補助金等の交付を決定した翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出する。また、実支出額と補助金基準額を比較するための平成20年度××センター運営費補助金精算書は以下の通りとなっている。

実支出 済額	寄付金 その他 の収入	差引額 ①	補助金基準額		①と②を 比較して 少ない方 の金額	交付 決定額 ④	受入済額 ⑤	③-⑤
			一般 事務費	情報管理 等特別加算 費				
40,619,853	358,573	40,261,280	32,308,000	2,400,000	5,553,280	40,261,280	40,261,280	39,031,690
								1,229,600

上記のとおり①と②が一致しているが通常実支出額と補助金基準額は一致することはまれであり、寄付金その他収入(左から2番目の欄)の金額で調整していると思われる。決算報告書の××センターの雑収入金額は3,108,365円、寄付金収入は1,406,250円となっており、また平成20年度の実績報告書の中の補助対象実支払額に対象とされる経費が入っていないか、対象とされない経費が入っている。

社会福祉法人Dの総勘定元帳には図書造成費(資材費、図書購入費、図書作成費)1,170,621円図書貸出費(読書指導費、貸出費)258,058円等の支出が見られたが、実支出額の根拠である××センター歳入歳出決算書には計上されていなかった。

また、器材費の中に他事業(中途失明者生活訓練費 KGS 用具費)に係る経費が含まれていた。再度精査した後の実支出済額及び寄付金その他の収入は、次のとおりである。

当初実支出済額		40,619,853円
修正額	① 器材費 ② 賃金 ③ 図書造成費 ④ 図書貸出費	△ 249,000円 + 2,273,200円 + 1,170,621円 + 258,058円
粗査後の実支払額		44,072,732円

実績報告書の過少申告額
3,452,879円

当初寄付金その他の収入		358,573円
寄付金収入 雑収入 点字資料作成委託分		1,406,250円 3,108,365円 1,664,033円
		△ 2,850,582円

実績報告書の過少申告額
2,492,009円

(参考)

××センター運営費補助金交付要綱

第2条 この補助金は、点字刊行物、盲人用録音物の貸し出し及び閲覧事業を主たる業務とし、併せて点訳、朗読奉仕事業等の指導育成、図書の奨励及び相談事業並びに視覚障害者の文化、レクリエーション活動等を援助する事業で、厚生労働大臣の承認を受けた事業に対して補助するものとする。

××センター運営費補助金対象事業と委託事業で目的が分かりにくい事

山梨県と社会福祉法人Dは、点訳・録音等奉仕員養成事業外3事業について委託契約を締結している。

以下委託契約書の一部を引用すると、

第1条 甲は、別紙「点訳・録音等奉仕員養成事業実施要領」に基づく点訳・録音等奉仕員養成事業、「中途失明者生活訓練事業実施要領」に基づく中途失明者生活訓練事業、「点字広報等発行実施要領」に基づく視覚障害者福祉月間推進事業の実施を乙(社会福祉法人D)に委託するものとする。

上記委託事業の内容の「点訳・録音等奉仕員養成事業」と前項の参考にある補助金交付要綱第2条の「点訳、朗読奉仕事業等の指導育成」は重複しているように読める。県の職員からは補助対象、委託対象は明確に区分されているとの説明を受けたが、県民にとっては分かりづらく、同じ事業に補助金と委託料両方が支払われているような印象があるため、分かりやすい表現に契約書、交付要綱を改正することが望ましい。

社会福祉法人D

II-5-1 (2)

週の所定労働時間が1週間の法定労働時間を超過しているも、その超過勤務分に対する時間外労働割増賃金が未払い(561,726円)であるため法令違反となる。未払分については、支払う必要がある。

(休日の振替)
昭和22年旧労働省労働基準局長名通達第401号
昭和63年旧労働省労働基準局長名通達第150号
就業規則に定める休日の振替規定により休日を取り替える場合、当該休日は労働日となるので休日労働とはならない。ただし、振り替えたことによりその週の所定労働時間が1週間の法定労働時間を超えるならば、その超えた時間については時間外労働となり、(中略)割増賃金の支払いが必要である。

就業規則第25条の規定により所定休日である土曜日に出勤させ、その翌週もしくは翌々週以降に当該休日を振り替えた結果、その出勤させた週(日曜日から土曜日まで)において週所定労働時間が48時間となるケースが相当発生している。同一週内で休日を振り替えるならば、必然的に所定労働時間は40時間となるため法定をクリアするが、翌週もしくは翌々週以降に振り替えるを行う場合、上記のとおり法定労働時間(週40時間)を超過するケースが常態となる。

労働基準法第37条の規定により、超過勤務分に対しては2割5分以上の率で計算した『時間外労働割増賃金』の支払いが必要となる。なお、労働基準法第115条の規定により、賃金の請求権は2年で時効により消滅するため、平成19年10月21日から平成21年10月20日までの超過勤務分についての支払義務が生ずることとなる。

また、労働基準法第24条の規定により『賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。』ことから、当該超過勤務分の割増賃金未払いは、同条にも違反することとなる。なお、未払割増賃金総額は3所属合計で561,726円である。

社会福祉法人D 所属別追加時間外勤務手当 (単位:円)

所属	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
××センター	52,146	81,213	61,454	194,813
××寮	39,744	85,984	51,030	176,758
××施設	21,856	79,369	88,950	190,155
合計	113,746	246,566	201,414	561,726

前記は、平成19年10月から平成21年9月分までの集計である。もし割増賃金を支払わない場合、労働基準法第119条第1項第1号の定めにより、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されることとなる。

社会福祉法人D

II-5-1 (3)

××センターにおいて、平成20年度固定資産を4件857,250円で取得し、減価償却を実施しているが、貸借対照表上には、当該固定資産は計上されておらず、すべて費用処理されている。

平成20年度固定資産4件を取得し、固定資産管理台帳上、器具・備品は下記のようになっている。

(単位:円)

資産の種類及び名称	取得年月日	数量	償却方法	耐用年数	償却率	償却月数	取得価額	当期減価償却額	期末帳簿価額
アレイルメモボケット	H21.3.31	1	定額法	5	0.20	1	249,000	4,150	244,850
点字ディスプレイ・アレイルプリンター	H21.3.31	1	定額法	5	0.20	1	288,000	4,800	283,200
ノートパソコンDELL	H21.3.31	1	定額法	4	0.25	1	141,750	2,933	138,797
ノートパソコンNEC	H21.3.31	1	定額法	4	0.25	1	178,500	3,718	174,782
その他47件	-	-	-	-	-	-	23,506,427	1,261,598	3,667,856
合計							24,363,677	1,277,219	4,509,485

貸借対照表上の器具・備品の計上額3,652,235円となっており、4,509,485円-3,652,235円=857,250円の差異が生じている。これは上記(注)の合計と一致しているため、この部分が資産計上されていないことを意味する。経理規程第39条では、1個もしくは1組の金額が10万円以上の資産は固定資産とする。旨規定されている。

資産の種類及び名称	取得価額	取得資金の源泉	決算報告書の処理	補助金交付要綱上
アレイルメモボケット	249,000	××センター運営費補助金で購入	社会適応訓練費で計上	目的外使用
点字ディスプレイ・アレイルプリンター	288,000	××株式会社よりの寄付金で購入	器材費で計上	目的使用
ノートパソコンDELL	141,750	共同募金で購入	器材費で計上	目的使用
ノートパソコンNEC	178,500	共同募金で購入	社会適応訓練費で計上	目的使用

××センター運営費補助金交付要綱の第3条補助金交付基準で次のように規定されている。

社会福祉法人E

II-6-1 (1)

1. 時間外労働割増賃金、休日労働割増賃金、深夜労働割増賃金の算定の基礎に業務手当が算入されていない。このため過去2年間で、時間外労働割増賃金が、65,204円支給不足となっているため、早急に支払う必要がある。
2. 断続的労働(宿日直業務)に従事する者に対し、行政官庁の許可を受けていない。このため過去2年間で休日勤務における時間外手当と宿直手当の差額1,593,025円支給不足となっているため、早急に支払う必要がある。

上記1

労働基準法第37条第4項：

(前略) 割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当、その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

労働基準法施行規則第21条：

法第37条第4項の規定によって、家族手当及び通勤手当のほか、次に掲げる賃金は、同条第1項の割増賃金の基礎となる賃金には算入しない。

- (1) 別居手当
- (2) 子女教育手当
- (3) 住宅手当
- (4) 随時に支払われた賃金
- (5) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金

「通常の労働時間又は労働日の賃金」であって、この7種類の賃金に該当しないものは、すべて割増賃金の基礎となる賃金に算入しなければならない。従って、割増賃金の算定の基礎は、基本給(給料)＋業務手当となる。

なお、労働基準法第115条第1項の規定により、賃金の請求権は2年間で時効により消滅することから、平成19年9月1日より平成21年8月31日までの時間外・休日・深夜労働に対する「業務手当不算入分」に係る不足額を支払わなければならない。

労働基準法第24条：
賃金は通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。

この不足額の未払いは法令違反である。

上記2

労働基準法第41条：

この章、第6章の2で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。

中略

(3) 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの

甲府労働基準監督署長より宿直の許可を受けているも日直の許可を受けていない。同条による許可を受けていない日直勤務については、同法第4章(労働時間、休憩、休日)で定める規定が適用される。従って、土曜日の日直勤務でその週(日曜日から土曜日まで)の法定労働時間40時間を超過する分は同法第37条第1項により2割5分以上、日曜日の日直勤務は同項により3割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

なお、消滅時効が2年間であるから平成19年9月1日より平成21年8月31日までの日直勤務が対象となる。また、日直一勤務につき7,650円を支払っていることから、当該割増賃金から(7,650円×回数)を控除したものを支払う必要がある。

既述のとおり、不足額の未払いは同法第24条違反である。

時間外手当の算定基礎に業務手当を算入した場合と現状支払済額との差額が給料支払不足額である。

H21/4 ~ H21/8 月分
年間 1,875.5H

名前	給料	業務手当 4%	合計	20/4			20/9			
				125/100 時給 135/100 時給	時間数	支払 すべき 金額	差額	時間数	支払 すべき 金額	差額
A	208,800	8,352	217,152	1,736.75	3,97	6,895	6,630	265	944	520
			1,875.69		3.15					
B	152,500	6,100	158,600	1,268.46		3,996	3,843	153	361	815
			1,369.94							
他10名 (注)	1,721,470	68,858	1,790,328	省略	225.03	368,803	354,115	14,188	31,806	16,152
			省略		1					
合計								14,606	33,111	17,487

(注) 10名の中に時給者が2名いる。

合計 65,204 円

社会福祉法人F

II-7-1 (1)

甲府労働基準監督署に日直の届出を提出していないことによる休日勤務における時間外手当と宿直手当との差額が給料支払不足額である。

名前	給料	業務手当	合計	20/4			19/9				
				H21/4 ~ H21/8 月分 年間 1,875.5H	21/3	20/3	H21/4 ~ H21/8 月分 年間 1,875.5H	21/3	20/3		
B	152,500	6,100	158,600	135,100 時給 (A)	回数 (B)	B×7.75h =(C)	支給すべき額	支払済額	差額	差額	差額
C	257,400	10,296	267,696	2,312.28	7	54.25	125,441	53,550	71,891	243,692	136,968
他3名	404,060	16,162	420,222	省略	24	186	329,342	183,600	145,742	366,190	368,542
合計									241,369	689,659	661,939
									合計	1,593,025 円	

1日の勤務時間は7.75時間である。
また、他3名の中に時給者が1名いる。

社会福祉法人Fは、平成20年度に施設の建替を行い、
①建物改築本工事費130,200,000円、②解体撤去工事費2,835,000円、③仮設施設整備工事費3,504,375円がかかり、この施設整備にあたり、国及び県から補助金が合計81,354,000円を受領している。

解体工事費用と移設費用では、現場の状況から、どうしてもコンクリート壁の撤去、エアコンを取り外し仮園舎に取付ける費用、仮園舎の便所・台所・洗濯場の木工事・塗装工事の追加工事が必要であり、それぞれ129,150円、928,970円が追加工事代としてかかったが、どちらも補助金の基準額の枠内であるため、本来は補助金が受領できる状況であった。しかし、当該法人から県に報告があったのは地中のコンクリート壁の撤去工事について、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱の5の(1)で土地の買収又は整地に要する費用については補助の対象外との説明を受けた解していた。

しかし、追加工事の中には石垣からへびが出るということでも柵を作ったものがあり、仮園舎として目的を達成するためにはどうしても必要なものもあることを考えると県と社会福祉法人とのさらなる協議が必要であったと考える。

今後、県においては、国庫補助協議後に工事内容の変更が出ないよう、また事業目的を達成するために必要な工事等を十分に精査したうえで協議するよう事業所を指導していただきたい。

建物改築工事代、解体工事代、仮設費用代と補助金の対応関係は次のとおりである。

F 学園工事費内訳

整備区分	数量	総事業費	うち補助対象額 A	県補助基準額 (国補助基準単価 ×4/9) B(注1)	国補助基準単 価(県補助金)
本体内工事費	1式	130,200,000	130,200,000	102,133,333	76,600,000
工事事務費(仮設施設等)	1式	13,001,100	3,355,200		
解体撤去工事費	1式	2,835,000	2,835,000	5,906,666	4,430,000
仮設施設整備工事費	1式	3,504,375	3,504,375	10,600,000	7,950,000
計		149,540,475	139,924,575	118,639,999	88,950,000

整備区分補助金内訳 少ない方の額	AとBを比較して 少ない方の額	補助率	補助金額
(国)本体内工事費	102,133,333×2/4(注2)=		51,066,666
(県)本体内工事費	102,133,333×1/4(注3)=		25,533,333
小計	76,599,999		76,599,999
(国)解体撤去工事費	2,835,000×2/4(注2)=		1,417,500
(県)解体撤去工事費	2,835,000×1/4(注3)=		708,750
小計	2,126,250		2,126,250
(国)仮設施設整備工事費	3,504,375×2/4(注2)=		1,752,187
(県)仮設施設整備工事費	3,504,375×1/4(注3)=		876,093
小計	2,628,280		2,628,280
国補助金計	54,236,000		54,236,000
県補助金計	27,118,176		27,118,000
合計	81,354,529		81,354,000

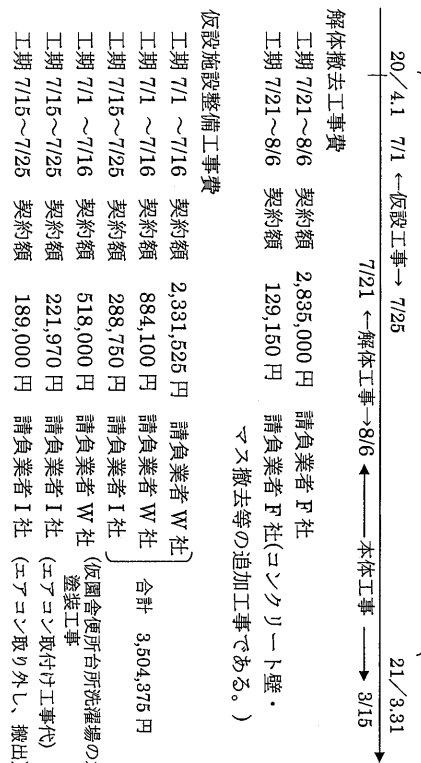
(※補助額(千円未満切り捨て)

注1 県補助基準額に3/4を乗じたものが国補助基準単価(県補助額)とひとしくなることから、県補助基準額は国補助基準単価に4/3を乗じたものとなる。
 注2 3/4(補助対象経費に対する県及び国の合計の補助率)×2/3(国補助率)=2/4(補助対象経費に対する国の補助率)
 注3 3/4(補助対象経費に対する県及び国の合計の補助率)-2/4(補助対象経費に対する国の補助率)=1/4(補助対象経費に対する県の補助率)

結局、本体工事費は 部分の国補助基準単価 76,600,000 円が、補助対象額 (実際支払額) 130,200,000 円より低いため、76,600,000 円が補助金となる。
 解体撤去工事費は、国補助基準単価 4,430,000 円より補助対象額(実際支払額)2,835,000 が低いため、2,835,000 に 3/4 を乗じた 2,126,250 円が補助金となり、仮設施設整備工事費は、国補助基準単価 7,950,000 円より補助対象額 (実際支払額) 3,504,375 円が低いため、3,504,375 円に 3/4 を乗じた 2,628,280 円が補助金となる。従って、補助金額は 76,600,000 円+2,126,250 円+2,628,280 円=81,354,000 円 (千円未満切捨) となった。
 しかし、解体撤去工事費、仮設施設整備工事費の実際支払額は次のとおりであり、本来もらえるべき金額は次のように計算される。

整備区分	最終補助対象額 (A)	当初補助対象額 (B)	差額 (A)-(B)	補助割合	本来追加でもらえる補助金額
解体撤去工事費	2,964,150	2,835,000	129,150	3/4	96,862
仮設施設整備工事費	4,433,345	3,504,375	928,970	3/4	696,727
合計	7,397,495	6,339,375	1,058,120	3/4	793,589

上記の最終補助対象額と当初補助対象額の工事の実施時期及び実施内容は次のとおりである。 平成 20 年度



社会福祉法人 F

II-7-1 (2)

社会福祉法人 F 改築工事に 130,200,000 円がかかったが、全額を建物として耐用年数 50 年で償却している。電気設備工事・給排水衛生設備工事・冷暖房換気設備工事は、耐用年数を 15 年で償却すべきであり、また、昇降機設備工事は耐用年数を 17 年で償却すべきである。このため、現状では平成 21 年度の減価償却費は、2,603,323 円であるが、正しくは 3,964,975 円を計上する必要がある。今後将来に渡り 1,361,652 円の差額が発生し続けることとなるため修正が必要がある。

N 工業側の改築工事代 130,200,000 円の内訳は下記のとおりである。(単位: 円)

	共通経費 A,C,H,I の配賦額	配賦後の金額
A 共通仮設工事	3,200,000	-
B 建築主体工事	81,280,000	97,017,382
C 電気設備工事	8,500,000	10,145,765
D 給排水衛生設備工事	6,300,000	7,519,802
E 冷暖房換気設備工事	9,200,000	1,781,298
F 昇降機設備工事	3,800,000	735,753
G 現場管理費	7,220,000	-
H 一般管理費	4,500,000	-
I 消費税	6,200,000	-
合計	130,200,000	130,200,000

(注1) $(21,120,000) \times \frac{B}{A+C+D+E+F} = 15,737,382$ 円
 A+G+H+I の合計

建築主体工事 97,017,382 円に基礎追加工事 1,428,000 円設計管理料 13,001,100 円の合計 111,446,482 円が建物で耐用年数 50 年の定額法で償却すると 1 年の減価償却費は 2,006,036 円となる。

一方電気設備工事 10,145,765 円、給排水衛生設備工事 7,519,802 円、冷暖房換気設備工事 10,981,298 円の合計 28,646,865 円が、建物付属設備で耐用年数 15 年の定額法で償却すると 1 年の減価償却費は 1,718,811 円となる。昇降機設備工事は耐用年数 17 年の定額法で償却すると 1 年の減価償却費は 240,128 円となる。

従って現状の減価償却費とあるべき減価償却費は次のようになる。このため、実態と会計数値が乖離しないよう正しく対応することが必要である。

建物	現状の減価償却費	あるべき減価償却費	差額
建物	2,603,323 円	2,006,036 円	▲597,287 円
建物付属設備(電気設備等)	-	1,718,811 円	1,718,811 円
建物付属設備(昇降機)	-	240,128 円	240,128 円
合計	2,603,323 円	3,964,975 円	1,361,652 円

軽費老人ホームの施設利用者の利用料徴収額が3名誤って（A氏は27万円過大徴収され、B氏は8万円過少徴収、C氏は3万円過大徴収）徴収されていた。軽費老人ホームの運営にあたり、施設は運営事務費として県より補助金を受けており、その補助金の算定は総運営事務費と山梨県経費老人ホーム事務費補助金交付要綱別表1に基づき算定する事務費基準額計を比較して低い方の金額から利用者本人から徴収する事務費本人徴収額合計を控除したものがとなっている。利用者からの事務費本人徴収額は前年の対象収入により14段階（10,000円～69,300円）に分けて徴収されている。

上記の対象収入の確認は、本人から提出される事務費減額申請書（収入申告書）による。H20年の事務費減額申請書の段階区分を調査したところ、実際に徴収している金額の段階区分と相違しているものが以下の3件あった。また、給食費を事業費と事務費に按分しているが按分基準が確認できなかったため、今後明確にしておく必要がある。

利用料徴収額を誤っていた者3名の内容は、次のとおりである。

事務費減額申請書により算定される金額	(段階)	月額実際徴収額	(段階)	年の差額
A	(5)	45,000	(10)	▲276,000
B	(17)	40,000	(9)	+87,900
C	(5)	25,000	(6)	▲36,000

※ BのH20年の入所期間は3ヶ月

Aについては差額（12ヶ月分276,000円）を返還している。Cについても返還を行うと共に、過小徴収についてB氏に責がある場合は、B氏に対して追加徴収を行うものとする。

また、差額についてH20年度の補助金については再精算が必要と考える。平成21年12月7日現在9人（退所された人とのこと）分の事務費減額申請書がなかった。

軽費老人ホームの利用者個人個人にとれば、施設の利用料が年額30万円を超えて過大徴収されたり過少徴収となったりするのは重要なことなので、施設での実質収入額の確認を怠り利用者に迷惑のかからないよう事務処理の徹底が要求されると考える。

給食費A社毎月約110万円のうち800/1,280を食料費として事業費に、480/1,280を事務委託費として事務費にしている。

按分の根拠：担当者とは従前と同じ処理しているのだからということであるが、明確にしておく必要がある。

1. 社会保険の被保険者資格取得日と雇入年月日が相違しているケースが重要けられるが、当該資格取得日と雇入年月日は同一日付でなければならぬ。
2. 平成20年度の労働保険料確定申告において、雇用保険分及び一般拠出金の算定基礎賃金に不算入の賃金分があるため法令違反となる。

上記1

（資格取得の時期→健康保険）
 ・健康保険法第35条第1項：被保険者は（中略）、適用事業所に使用されるに至った日若しくはその使用される事業所が適用事業所となった日（中略）から、被保険者の資格を取得する。
 ・昭和26年保健局長名通達第5177号
 事業所の内規等により一定期間は臨時又は試みに使用すると称し、又は雇入者の出入廃業で永続するか否か不明であるという理由で取得届の提出を遅らせる者は臨時使用と認めず、雇い入れの当初より被保険者とする。
 （厚生年金保険法第13条第1項：第9条の規定による被保険者は、適用事業所に使用されるに至った日若しくはその使用される事業所が適用事業所となった日（中略）に、被保険者の資格を取得する。
 （参照）
 ・厚生年金保険法第9条第1項：
 適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。

××施設 A氏（在職中） ●雇入年月日：平成18年12月18日

●社会保険資格取得日：平成19年1月1日

××苑 B氏（在職中） ●雇入年月日：平成19年12月25日

●社会保険資格取得日：平成20年2月1日

これらの法令のとおり、雇入年月日が即ち資格取得日となるため、上記2名について資格取得日の訂正が必要である。なお、当該訂正手続きを行わない場合には、以下のとおり、罰則を受けることとなる。

（届出）

健康保険法第48条第1項：適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を被保険者等に届け出なければならない。

事業主が、正当な理由がなく第48条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、同法第208条第1項第1号の規定により、六月以下の

社会福祉法人H

II-9-1 (1)

1. 法定休日に勤務を命ずる際、あらかじめ他の労働日を特定しその休日を取り替える場合、就業規則に休日を取り替える事ができる旨の規定を設けなければならぬが、当該規定を設けずに休日の振替を行っているため法令違反となる。
2. 就業規則及びパートタイム職員等就業規則において休日労働の規定があるも、休日労働に関する労使協定を締結していない。当該労使協定の未締結及び当該協定書の所轄労働基準監督署長への未届は法令違反となる。
3. 時間外労働割増賃金の算定の基礎に『介護調整手当』が算入されていない。当該手当の不算入は法令違反である。

上記1

(休日の振替)

昭和28年旧労働省労働基準局長通達第1397号
 昭和63年旧労働省労働基準局長通達第150号
 就業規則に休日を取り替える事ができる旨の規定を設け、これによりあらかじめ振り替えるべき日を特定して休日の振替を行った場合には、振り替える前の休日については労働日となり、休日に労働させることにはならない。

休日の振替を行う場合、上記通達のとおり、その旨を就業規則に規定しなくてはならないが、未規定の状態である場合には労働基準法第37条の規定により、休日労働割増賃金(3割5分以上)を支払わなければならないが、かつ当該労働が深夜(22時～翌5時まで)に及ぶ場合には合せて深夜労働割増賃金(2割5分以上、計6割以上)を支払わなければならない。

割増賃金の支払対象職種は、就業規則第2条第1項に規定の、「事務員・生活相談員・看護師・介助員・栄養士・業務員・運転員・能訓練指導員(指導員)・居宅介護支援専門員・歯科衛生士」の10職種である(施設長、管理者、次長は管理監督者のため対象外)。また、就業規則第11条第2項に定める「介護員・支援員・調理師・調理員」の4職種については、1箇月単位の変形労働時間制が適用されているため、上記割増賃金の支払義務はない。

なお、労働基準法第115条の規定により、賃金の請求権は2年で時効により消滅するため、平成19年10月7日から平成21年10月6日までの法定休日勤務分についての支払義務が生ずることとなる。また、労働基準法第24条の規定により『賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。』ことから、当該法定休日勤務分の割増賃金未払いは、同条にも違反することとなる。上記10職種について、常態として、上記4職種と同程度の休日の振替を行っている場合、未払割増賃金総額が千円単位の達する事象があり得る。

懲役又は五十万円以下の罰金に処されることとなる。

(届出)

厚生年金保険法第27条第1項：適用事業所の事業主(中略)は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者(中略)の資格の取得及び喪失(中略)並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を社会保障庁長官に届け出なければならない。

事業主が、正当な理由がなく第27条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、同法第102条第1項第1号の規定により、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処されることとなる。

上記2

(確定保険料)

・労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条第1項：事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の保険年度の初日(中略)から50日以内に提出しなければならない。

・同項第1号：(前略) その保険年度に使用したすべての労働者(中略)に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料率(注釈：一般保険料率＝労災保険率と雇用保険率を加えた率)を乗じて算定した一般保険料

支給賃金額計326,589円(××社・4名分)が、平成20年度労働保険料確定申告に係る雇用保険分算定基礎賃金、及び「石綿による健康被害の救済に関する法律」による一般拠出金に係る算定基礎賃金に算入されていない。

なお、当該不算入賃金額に対する不足確定保険料(雇用保険分)及び「石綿による健康被害の救済に関する法律」による不足一般拠出金は、以下のとおりである。

・平成20年度不足確定保険料額：

$$326,000 \text{円(千円未満切り捨て)} \times 15 / 1,000 = 4,890 \text{円 (円未満端数切捨て)} \quad \textcircled{1}$$

・平成20年度不足一般拠出金額：

$$326,000 \text{円(千円未満切り捨て)} \times 0.05 / 1,000 = 16 \text{円(円未満端数切捨て)} \quad \textcircled{2}$$

※よって、 $\textcircled{1} + \textcircled{2} = 4,906 \text{円}$ を修正申告のうえ、追納しなければならぬ。

上記2

(時間外及び休日の労働)

労働基準法第36条第1項：使用者は、当該事業場に、(中略)労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間(中略)又は前条の休日(中略)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。(参照→法定休日)

労働基準法第35条：使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。

2 前項の規定は、4週間を通じ4日以上の日を与える使用者については適用しない。

時間外労働については、労働基準法第36条第1項の定めに従い、労使協定を締結し所轄労働基準監督署長に届け出ているが、休日労働については、労使協定が未締結である。未締結の状態であれば当然休日労働を命ずる事が出来ず、仮に未締結のままこれを行なった場合には、労働基準法第119条第1項第1号の定めにより、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されることとなる。

上記3

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

労働基準法第37条第4項：(前略)割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当、その他厚生労働省で定める賃金は参入しない。

労働基準法施行規則第21条：法第37条第4項の規定によって、家族手当及び通勤手当のほか、次に掲げる賃金は、同条第1項の割増賃金の基礎となる賃金には算入しない。

- (1) 別居手当
- (2) 子女教育手当
- (3) 住宅手当
- (4) 臨時に支払われた賃金
- (5) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金

労働基準法第37条第1項に規定する「通常の労働時間又は労働日の賃金」であって、この7種類の賃金に該当しないものは、すべて割増賃金の基礎となる賃金に算入しなければならない。従って、割増賃金の算定の基礎は；

【基本給＋職務手当＋資格手当＋調整手当＋介護調整手当】となる。

なお、介護調整手当の支給開始日が平成21年4月1日であるため、同日より平成21年10月6日までの時間外、休日、深夜労働に対する【介護調整手当の

不算入分】に係る不足額2,437円を支払わなければならない。また、労働基準法第24条の規定により『賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。』ことから、当該不足額の未払いは同条違反となり、かつ【介護調整手当の不算入】は、労働基準法第119条第1項第1号の定めにより、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されることとなる。

社会福祉法人 I

II-10- (1)

- (1) 社会保険の被保険者資格取得日と雇入年月日が相違しているケースが現受けられるが、当該資格取得日と雇入年月日は同一日付でなければならぬ。
- (2) 雇用保険料被保険者負担分を被保険者から徴収していないケースが見受けられるが、このような未徴収処理は法令違反となる。

上記 1

(資格取得の時期→健康保険)

健康保険法第 35 条第 1 項：

被保険者は(中略)、適用事業所に使用されるに至った日若しくはその使用される事業所が適用事業所となった日(中略)から、被保険者の資格を取得する。

昭和 26 年保健局長名通達第 5177 号

事業所の内規等により一定期間は臨時又は試みに使用すると称し、又は雇用者の出入頻繁で継続するかどうか不明であるという理由で取得届の提出を遅らせる者は臨時使用と認めず、雇入れの当初より被保険者とする。

(資格取得の時期→厚生年金保険)

厚生年金保険法第 13 条第 1 項：

第 9 条の規定による被保険者は、適用事業所に使用されるに至った日若しくはその使用される事業所が適用事業所となった日(中略)に、被保険者の資格を取得する。

厚生年金保険法第 9 条第 1 項：

適用事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。

××施設 A 氏 (在職中)

●雇入年月日：平成 19 年 11 月 1 日

●社会保険資格取得日：平成 20 年 2 月 1 日

××施設 B 氏 (在職中)

●雇入年月日：平成 20 年 11 月 1 日

●社会保険資格取得日：平成 21 年 2 月 1 日

××保育園 C 氏 (在職中)

●雇入年月日：平成 19 年 9 月 18 日

●社会保険資格取得日：平成 19 年 10 月 1 日

××保育園 D 氏 (左職中)

●雇入年月日：平成 19 年 11 月 19 日

●社会保険資格取得日：平成 19 年 12 月 1 日

これらの法令のとおり、雇入年月日が即ち資格取得日となるため、上記 4 名について資格取得日の訂正が必要である。なお、当該訂正手続きを行わない場合には、以下のとおり、罰則を受けることとなる。

(届出)

健康保険法第 48 条第 1 項：

適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を被保険者等に届け出なければならぬ。

事業主が、正当な理由がなく第 48 条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、同法第 208 条第 1 項第 1 号の規定により、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処されることとなる。

(届出)

厚生年金保険法第 27 条第 1 項：

適用事業所の事業主(中略)は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者(中略)の資格の取得及び喪失(中略)並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならぬ。

事業主が、正当な理由がなく第 27 条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、同法第 102 条第 1 項第 1 号の規定により、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処されることとなる。

上記 2

(労働保険料の負担)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 30 条第 1 項：

次の各号に掲げる雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者は(中略)、当該各号に掲げる額を負担するものとする。

(1) 第 12 条第 1 項第 1 号の事業に係る被保険者

イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の 2 分の 1 の額

イ 当該事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に相当する部分の額(後略)

ロ イの額に相当する額に 3 事業率を乗じて得た額(注釈：3 事業とは、1)雇用安定事業、2)能力開発事業及び 3)雇用福祉事業からなり、事業主負担のみの保険料により主として事業主への助成金等の財源として用いられているもの)。

雇用保険法第 4 条第 1 項：

この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第 6 条各号に掲げる者(注釈：週所定労働時間が 20 時間未満の者等)以外の者をいう。

(一般保険料に係る保険料率)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 12 条第 1 項：

一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。

(1) 労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、労災保険率と雇用保険率とを加えた額

●××保育園

F 氏 平成 21 年 1 月分給与の週及差額分

上記のとおり、未徴収は法令違反であるため本人から徴収する必要がある。

社会福祉法人J

II-11-1 (1)

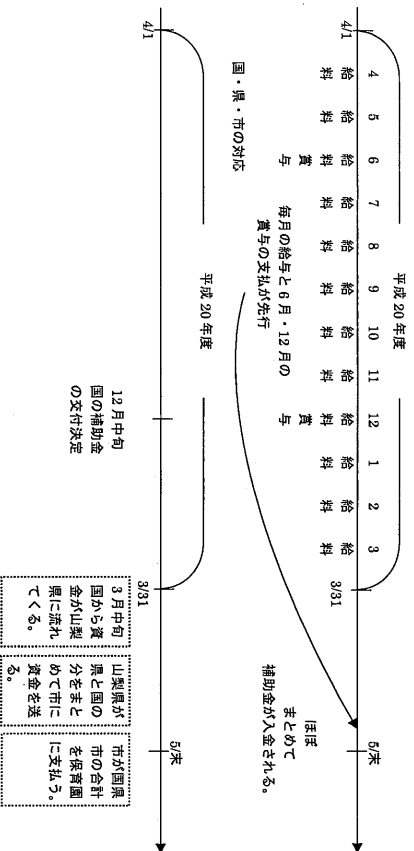
- (1) 経理規程第48条では「職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。」とあるが、現状の決算報告書では当該会計処理は行われていないため、経理規程に準拠した対応が必要である。
- (2) 賞金規程第9条①時間外労働割増賃金の算定の基礎に指導保育士の役職手当が含まれていないので含めるべきである。
- (1) 経理規程第48条で賞与引当金の計上が要求されており、法人の期間損益計算の適正化の観点からも必要であるが、行われていないので計上すべきである。
- (2) 時間外労働割増賃金の算定の基礎については、労働基準法に準拠して指導保育士の役職手当は含めるべきである。

社会福祉法人J

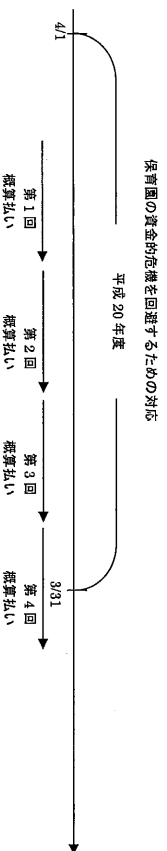
II-11-1 (2)

特別保育事業（一時保育・子育て支援センター）の補助金が事業を完了してから2ヶ月経過の5月末に入金される。保育園では運転資金である保育士さんの給料・賞与を先行して支払わなければならないが、期中に運転資金を確保するため銀行から一時借入を行っているのが現状である。従って、国及び地方公共団体である山梨県・市は保育園の運営実績に基づき年4回程に分けて概算払いが行えるよう再検討すべきである。

特別保育事業の運転資金と補助金収入時期の概要と今後あるべき状況は次のとおりである。



保育園に資金的危機を回避するための対応は、年4回程に分けて3回を概算払いしてもらい、4回目に精算払いしてもらおうと資金的危機は回避されたと考える。子育て支援・延長保育の件であるので、国の補助金交付のあり方を検討してもらおうとともに県・市も保育園の概算払いを可能にするよう再検討すべきと考える。



社会福祉法人K

II-12-1 (1)

フリーソフトによる費用削減を検討すべきである。
現状はウイルスバスターの更新料を23,625円支払っているが、経営状況を勘案すれば、無料ソフトによる経費の削減も検討すべきである。

現在使用しているウイルスソフトは毎年の更新料がかかるタイプであり、平成20年度は23,625円の更新料を支払っている。これをマイクロソフトの無料ソフト (Microsoft Security Essentials) に替えればその分節約が可能となる。マイクロソフトからリリースされているものであり、必要最小限の機能を有しており、厳しい経営状況を勘案すればこのような経費削減も必要であると思われる。

なお、マイクロソフトの無料ソフト (Microsoft Security Essentials) は、マイクロソフトのホームページ
Http://www.microsoft.com/Security_Essentials/からダウンロード可能である。

政務調査費

III-1

議員報酬等の概要

(1) 山梨県の県議会議員への議員報酬及び費用弁償については「山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に規定されている。

同条例第一条で議会の議長・副議長及び議員の議員報酬は次のように定められている。

議長 月額 920,000円
副議長 月額 830,000円
議員 月額 780,000円

さらに同条例第五条で、議長・副議長及び議員には期末手当が支給されることになっており、6月1日及び12月1日において議長・副議長及び議員が受けるべき議員報酬月額に120/100を乗じて得た額に、6月に支給する場合においては145/100、12月に支給する場合には165/100を乗じて得た額とされている。

従って、県議会議員の議員報酬の年収は次のようになる。

	月額×12ヶ月	6月期期末手当 月額×120/100 ×145/100	12月期期末手当 月額×120/100 ×165/100	年 収
議長	920,000円 ×12ヶ月	1,600,800円	1,821,600円	14,462,400円
副議長	830,000円 ×12ヶ月	1,444,200円	1,643,400円	13,047,600円
議員	780,000円 ×12ヶ月	1,357,200円	1,544,400円	12,261,600円
山梨県議会議員報酬 副業費支払額合計				460,489,127円

山梨県の上記議員報酬の総額は37名（うち中途失職者1名を含む）
なお、上表は平成22年1月1日現在のものであり、監査対象の平成20年度においては、期末手当の支給率が6月期は160/100、12月期は175/100であった。

(2) 都道府県議会議員は、法律により自動的に都道府県議会議員共済会に加入することになっており、議員年金を受け取るには、議員本人の掛金と公費投入（1名62,000円/月額）が行われている。

共 済 費	月額×12ヶ月	年間公費負担額
議 員	62,000円×12ヶ月	744,000円
山梨県議会議員共済費の 公費負担実績額		27,280,000円

政務調査費

(3) 「山梨県政務調査費の交付に関する条例」によると、山梨県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務調査費が交付される。
同条例第三条で、会派に係る政務調査費は、月額5万円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額を当該会派に対して交付する。とある。
同条例第四条で、議員に係る政務調査費は、月額23万円を月の初日に在職する議員に対して交付する。とある。

	政務調査費 月額×12ヶ月	年間交付額
議員分(1名分)	230,000円×12ヶ月	2,760,000円
会派分(1名分)	50,000円×12ヶ月	600,000円
合計		3,360,000円

山梨県政務調査費の平成20年度の議員分・会派分の実績は下記のとおりである。

	政務調査費		返還額(注)
	交付額(A)	実績額(B)	
議員分(37名分)	101,200,000円	104,772,779円	2,697,554円
会派分(9会派分)	22,000,000円	21,728,504円	397,993円
合計	123,200,000円	126,501,283円	3,095,547円

(注) 返還額は、原則として交付額(A)－実績額(B)を差し引いたものになるのであるが、交付額を超えて支出するものは議員個人又は会派の負担となったりするため、返還額が発生するのは、実績額が交付額より少ない場合に発生するものである。

議員年金制度の概要

地方議会議員の年金制度は、本人の掛金とその運用収益金で賄うという、いわゆる任意加入の互助制度的なものであったが、昭和47年4月1日から公費(地方公共団体)負担が行われるようになった。

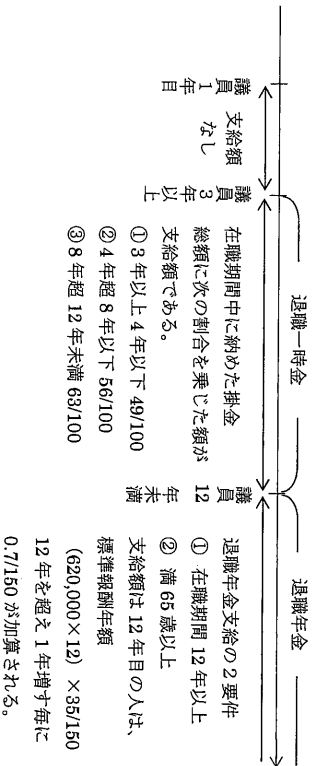
(1) 掛金額

掛金率は過去何度となく行われているが、現在では議員及び公費の負担は、次のとおりである。(標準報酬月額は、620,000円とされている。)

議員個人の負担(A)	公費負担額(B)	年間負担額
毎月納付すべき掛金の額 620,000円×掛金率13/100=80,600円	毎月納付すべき公費負担額 620,000円×負担率10/100=62,000円	1,711,200円
期末手当 1,497,600円×2/100=29,952円	—	29,952円
期末手当 1,638,000円×2/100=32,760円	—	32,760円
		1,773,912円

(2) 給付金

議員3年未満は支給額がなく3年以上12年未満は掛金の総額の約半額が退職一時金として支給され、12年以上になると退職年金として毎年1,736,000円以上が支給される。ただし、他の公的年金制度に加入している場合は、支給が減額される。詳細は下記のようなになる。



(3) 議員の退職年金額早見表

在職	標準報酬月額	
	12年	620,000円
3期	13	1,770,720
	14	1,805,440
	15	1,840,160
4期	16	1,874,880
	17	1,909,600
	18	1,944,320
	19	1,979,040
5期	20	2,013,760
	21	2,048,480
	22	2,083,200
	23	2,117,920
6期	24	2,152,640
	25	2,187,360
	26	2,222,080
	27	2,256,800
7期	28	2,291,520
	29	2,326,240
	30	2,360,960

この退職年金から①過去に一時金を受けた者、②議員の在職中に他の公的年金に加入していた者、③昭和22年4月30日から昭和36年6月30日までの間に在職期間を有する者は、一定額を控除する。

平成20年度政務調査費収支報告 (議員分)

(単位:円)

氏名	交付額 A	実績額										残額
		調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	事務所費	合計 B	
1	2,760,000	302,043	0	0	0	175,792	509,172	1,443,752	813,000	0	3,243,759	0
2	2,760,000	151,632	53,105	120,544	97,800	74,253	613,116	366,019	1,300,800	70,228	2,847,497	0
3	2,760,000	133,082	9,920	0	0	1,602	1,425,359	31,510	990,000	180,000	2,771,473	0
4	2,760,000	68,637	540,000	0	45,860	389,768	1,111,320	313,747	267,000	360,000	3,096,332	0
5	2,760,000	0	568,800	0	0	30,880	1,787,078	0	562,000	0	2,948,758	0
6	2,760,000	127,582	504,000	0	0	67,704	291,142	76,862	1,080,000	47,759	2,195,049	564,951
7	2,760,000	92,407	7,600	99,126	0	140,928	1,038,100	650,149	685,000	95,961	2,809,271	0
8	2,760,000	127,453	222,860	247,430	6,900	254,097	1,243,843	283,057	209,000	61,099	2,655,739	104,261
9	2,760,000	0	0	0	0	0	1,429,559	54,130	620,500	645,278	2,749,467	10,533
10	2,760,000	1,282,036	0	296,000	0	151,814	1,028,540	57,233	202,000	252,500	3,270,123	0
11	2,760,000	9,920	0	0	0	177,618	3,006,664	0	0	0	3,194,202	0
12	2,760,000	397,859	328,909	12,773	69,500	223,667	820,938	351,113	495,000	103,584	2,803,343	0
13	2,760,000	82,006	153,000	13,000	0	135,464	1,036,416	90,440	937,200	300,000	2,747,526	12,474
14	1,840,000	170,202	127,310	0	0	50,613	675,748	255,603	0	0	1,278,476	560,524
15	2,760,000	470,806	0	238,557	0	36,084	1,559,950	36,960	0	600,000	2,942,357	0
16	2,760,000	136,250	22,420	0	89,250	99,436	723,161	175,402	1,230,000	702,330	3,178,249	0
17	2,760,000	47,905	15,000	0	0	106,840	2,096,205	210,701	0	33,880	2,510,531	249,469
18	2,760,000	47,945	25,000	32,696	0	59,159	997,830	148,713	1,200,000	526,290	3,037,633	0
19	2,760,000	184,336	246,808	5,518	2,240	404,435	750,687	444,707	720,000	56,875	2,815,606	0
20	2,760,000	0	420,000	0	0	88,298	1,299,900	71,420	1,230,000	0	3,109,618	0
21	2,760,000	237,945	744,000	0	0	11,010	0	18,138	600,000	1,530,000	3,141,093	0
22	2,760,000	89,493	83,347	0	0	80,664	1,569,903	177,693	768,000	82,701	2,851,801	0
23	2,760,000	367,461	111,400	75,000	0	37,919	434,505	347,754	1,560,000	126,280	3,060,319	0
24	2,760,000	5,500	106,590	10,889	100,000	157,458	1,537,470	434,789	70,000	512,219	2,934,915	0
25	2,760,000	86,672	552,023	3,150	0	36,806	2,050,895	103,775	0	0	2,833,321	0
26	2,760,000	141,140	0	0	0	71,484	0	68,734	2,700,000	83,736	3,065,094	0
27	2,760,000	54,163	663,210	71,000	0	68,443	707,371	266,558	550,000	477,078	2,857,823	0
28	2,760,000	406,160	491,803	38,350	0	31,755	460,523	711,759	773,370	504,000	3,417,720	0
29	2,760,000	0	10,000	25,000	0	0	1,761,862	138,220	889,013	0	2,824,095	0
30	2,760,000	47,990	88,000	0	0	55,559	2,410,650	224,228	64,800	0	2,921,227	0
31	2,760,000	161,377	235,000	0	0	427,144	1,117,200	0	843,000	118,565	2,902,286	0
32	2,760,000	247,929	35,000	0	0	60,524	857,465	174,303	580,500	391,517	2,347,238	412,762
33	2,760,000	199,389	87,640	5,000	31,500	211,850	812,375	401,964	480,000	65,283	2,295,001	464,999
34	2,760,000	63,716	5,600	1,927	4,000	222,552	1,439,790	563,118	0	141,716	2,442,419	317,581
35	2,760,000	135,762	53,000	0	0	144,711	1,547,612	117,733	840,000	0	2,838,818	0
36	2,760,000	410,816	0	0	0	40,484	0	33,996	2,160,000	317,854	3,003,150	0
37	2,760,000	739,934	313,500	40,500	3,960	201,200	560,685	30,671	840,000	100,000	2,830,450	0
合計	101,200,000	7,227,548	6,824,845	1,336,460	451,010	4,598,015	40,713,034	8,874,951	26,260,183	8,486,733	104,772,779	2,697,554
実績額に占める比率		6.9%	6.5%	1.3%	0.4%	4.4%	38.9%	8.5%	25.1%	8.1%	100.0%	2.6%

交付額に対する比率

平成20年度から平成16年度までの政務調査費収支報告概要

氏名	交付額	実績額										残高	
		調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	事務所費	合計		
平成20年度													
1 議員分	101,200,000	7,227,548	6,824,845	1,336,460	451,010	4,598,015	40,713,034	8,874,951	26,260,183	8,486,733	104,772,779	2,697,554	
2 会派分	22,000,000	8,863,550	131,050	22,122	91,881	1,637,936	7,233,810	3,148,155	600,000	0	21,728,504	397,993	
合計	123,200,000	16,091,098	6,955,895	1,358,582	542,891	6,235,951	47,946,844	12,023,106	26,860,183	8,486,733	126,501,283	3,095,547	
実績額に占める比率		12.7%	5.5%	1.1%	0.4%	4.9%	37.9%	9.5%	21.2%	6.7%	100.0%		
平成19年度													
1 議員分	104,190,000	14,025,514	4,748,626	5,072,601	4,119,309	6,480,464	22,149,898	11,373,954	27,967,160	9,969,729	105,907,255	-1,717,255	
2 会派分	22,650,000	7,960,769	1,633,356	2,885,379	0	1,650,389	5,311,000	1,840,613	1,150,000	0	22,431,506	218,494	
合計	126,840,000	21,986,283	6,381,982	7,957,980	4,119,309	8,130,853	27,460,898	13,214,567	29,117,160	9,969,729	128,338,761	-1,498,761	
実績額に占める比率		17.1%	5.0%	6.2%	3.2%	6.3%	21.4%	10.3%	22.7%	7.8%	100.0%		
平成18年度													
1 議員分	105,110,000	16,677,754	4,287,030	4,174,737	5,619,902	6,283,859	19,885,775	6,882,500	31,092,381	9,849,809	104,753,747	356,253	
2 会派分	22,850,000	3,664,502	1,285,500	2,483,469	27,450	1,617,734	7,573,328	4,700,362	1,489,580	0	22,841,925	8,075	
合計	127,960,000	20,342,256	5,572,530	6,658,206	5,647,352	7,901,593	27,459,103	11,582,862	32,581,961	9,849,809	127,595,672	364,328	
実績額に占める比率		15.9%	4.4%	5.2%	4.4%	6.2%	21.5%	9.1%	25.5%	7.7%	100.0%		
平成17年度													
1 議員分	107,180,000	21,574,586	5,235,410	3,299,755	2,914,423	8,178,362	14,977,066	6,366,825	33,506,518	11,127,055	107,180,000	0	
2 会派分	23,300,000	12,019,219	1,192,000	2,118,864	25,000	1,693,938	4,166,641	1,484,338	600,000	0	23,300,000	0	
合計	130,480,000	33,593,805	6,427,410	5,418,619	2,939,423	9,872,300	19,143,707	7,851,163	34,106,518	11,127,055	130,480,000	0	
実績額に占める比率		25.7%	4.9%	4.2%	2.3%	7.6%	14.7%	6.0%	26.1%	8.5%	100.0%		
平成16年度													
1 議員分	109,940,000	23,454,770	4,894,561	4,248,672	2,603,304	6,898,081	16,167,689	7,071,571	33,811,621	10,789,731	109,940,000	0	
2 会派分	23,900,000	12,607,846	1,338,800	2,522,122	99,479	2,732,625	2,294,525	537,339	1,767,264	0	23,900,000	0	
合計	133,840,000	36,062,616	6,233,361	6,770,794	2,702,783	9,630,706	18,462,214	7,608,910	35,578,885	10,789,731	133,840,000	0	
実績額に占める比率		26.9%	4.7%	5.1%	2.0%	7.2%	13.8%	5.7%	26.6%	8.1%	100.0%		

四一四

平成20年度政務調査費収支報告（会派分）

（単位：円）

氏名	交付額 A	実績額										残額
		調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	-	合計 B	
1 自由民主党	7,750,000	3,815,319	0	0	0	411,232	1,800,000	1,750,000	0	-	7,776,551	0
2 自民党新政会	5,000,000	2,876,845	0	22,122	7,881	604,596	1,361,629	130,650	0	-	5,003,723	0
3 フォーラム政新	4,000,000	908,903	131,050	0	0	280,002	2,311,127	407,366	0	-	4,038,448	0
4 自由民主党幹事会	2,450,000	1,072,747	0	0	84,000	183,128	1,155,000	0	0	-	2,494,875	0
5 公明党	600,000	122,423	0	0	0	105,815	0	0	0	-	228,238	371,762
6 日本共産党	600,000	0	0	0	0	36,084	0	537,685	0	-	573,769	26,231
7 市民21	600,000	0	0	0	0	0	0	0	600,000	-	600,000	0
8 無所属 ①	600,000	0	0	0	0	0	606,054	0	0	-	606,054	0
9 無所属 ②	400,000	67,313	0	0	0	17,079	0	322,454	0	-	406,846	0
合計	22,000,000	8,863,550	131,050	22,122	91,881	1,637,936	7,233,810	3,148,155	600,000	-	21,728,504	397,993
実績額に占める比率		40.8%	0.6%	0.1%	0.4%	7.5%	33.3%	14.5%	2.8%	0.0%	100.0%	1.81%

↑
交付額に対する比率

平成20年度政務調査費収支報告（議員分・会派分合計）

（単位：円）

氏名	交付額 A	実績額										残額
		調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	事務所費	合計 B	
1 議員分	101,200,000	7,227,548	6,824,845	1,336,460	451,010	4,598,015	40,713,034	8,874,951	26,260,183	8,486,733	104,772,779	2,697,554
2 会派分	22,000,000	8,863,550	131,050	22,122	91,881	1,637,936	7,233,810	3,148,155	600,000	0	21,728,504	397,993
合計	123,200,000	16,091,098	6,955,895	1,358,582	542,891	6,235,951	47,946,844	12,023,106	26,860,183	8,486,733	126,501,283	3,095,547
実績額に占める比率		12.7%	5.5%	1.1%	0.4%	4.9%	37.9%	9.5%	21.2%	6.7%	100.0%	2.51%

↑
交付額に対する比率

↑
交付額(A)-実績額(B)ではなく、残額については、各会派・議員の残額の積み上げ。

政務調査費

Ⅱ-6

政務調査費で平成20年に家族の秘書を雇用し年間2,700,000円の給与を支払っているにもかかわらず、01議員の年末調整では当該家族秘書を01議員の扶養親族として処理している。このため本来納める税金より所得税が87,400円少なくなっていた。さらに家族秘書への年間給料全額が申告していただいたため所得税・住民税が納められていない。所得税控除が基礎控除のみとした場合の所得税は66,500円、住民税は139,500円の支払いが必要である。また、家族秘書は国民健康保険料及び国民年金保険料の支払いも必要であるが、これらの保険料の支払いが行われていなかった。

所得税や住民税、保険料は所得に応じて当然に負担すべきものであり、厳に適正な取扱いを行うべきである。

平成20年度の01議員の家族秘書への人件費(給料)支払は次のとおりである。

(単位:円)

年月日	人件費の内容	出勤日数	支払総額	抜分率	政務調査費での支払額
20年4月5日	(調査研究補助業務) ①調査研究に係る情報の収集、資料の作成整理 ②県庁等関係機関との連絡・調整 ③地元住民からの問い合わせ対応 (その他の業務) ④後援会の庶務会計事務	25日	300,000	75%	225,000
5月2日	①、②、③、④は同上	24日	300,000	75%	225,000
6月5日	①、②、③、④は同上	25日	300,000	75%	225,000
7月5日	①、②、③、④は同上	26日	300,000	75%	225,000
8月5日	①、②、③、④は同上	26日	300,000	75%	225,000
9月5日	①、②、③、④は同上	24日	300,000	75%	225,000
10月4日	①、②、③、④は同上	26日	300,000	75%	225,000
11月5日	①、②、③、④は同上	22日	300,000	75%	225,000
12月5日	①、②、③、④は同上	23日	300,000	75%	225,000
1月5日	①、②、③、④は同上	23日	300,000	75%	225,000
2月5日	①、②、③、④は同上	23日	300,000	75%	225,000
3月5日	①、②、③、④は同上	25日	300,000	75%	225,000
	合計	292日	3,600,000		2,700,000

01議員家族秘書の平成20年の月々給料の合計は、次のとおりである。

(単位:円)

年月	平成20年1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
月額給料	0	0	300,000	300,000	300,000		
年月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
月額給料	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	2,700,000

01議員の家族秘書に支払っている平成20年度の給料2,700,000円について、01議員は源泉徴収義務者であり、源泉徴収が必要であるが、源泉徴収を行っておらず、また家族秘書は確定申告も行っていない。さらに、01議員の家族秘書を01議員は扶養控除していたためその分所得税が少なく納められていた。このため、当該職員へのプレミアムアワー(平成21年12月11日)に①家族秘書本人に確定申告してもらうこと。②01議員の確定申告をしてもらうこと。を依頼したが、平成22年2月22日までには確定申告の控を確認することはできなかった。

源泉徴収義務者等について

人件費の支払について、源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や組合である場合はもちろん、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団等であっても、源泉徴収義務者となるため給与の支払時に源泉徴収が行われ、また年末調整がされ、所得税が精算される。それに基づく源泉徴収票を市町村に発送し、住民税が課税されることになる。

従って、平成20年4月以降毎月8,250円の源泉徴収を行い、税務署に納付する必要があるが行われていない。この額は、家族秘書が01議員に給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している場合の税額表甲欄の金額である。もし、提出されていない場合は税額表乙欄の金額となり、毎月51,800円を源泉徴収する必要がある。但し、税務署への納付は「源泉所得税の納期に関する特別の申告書」を提出すると6ヶ月まとめて納付することができる。

政務調査費

Ⅲ-7

02 議員の政務調査費で平成20年度に人件費として、81歳の女性秘書に月額180,000円を支給している。02議員は源泉徴収義務者であるが、源泉徴収が行われておらず、年末調整もなされていない。また、給与の支払について源泉徴収票を作成して市町村へ発送する必要があるが、それも行われていない。81歳の女性秘書としては最終の手段として確定申告書を税務署に提出すればよいが、それも行われていない。このため、当該職員へのヒアリング時（平成21年12月11日）確定申告をしてもらうよう依頼したが、平成22年2月22日までは確定申告の控を確認することは出来なかった。また、勤務実態についてヒアリングを実施し調査資料作成に89日かけているが、その作成内容等について明確な回答は得られなかった。

秘書に対する平成20年度の給料の支払状況は、次のとおりである。

年月	給料
平成20年 1月	0
2月	0
3月	0
4月	180,000円
5月	180,000円
6月	180,000円
7月	政務調査費として
8月	2,160,000円
9月	180,000円
10月	180,000円
11月	180,000円
12月	180,000円
平成21年 1月	180,000円
2月	180,000円
3月	180,000円

平成20年度の給料1,620,000円

(1)源泉所得税の徴収が行われていない。
 (2)所得税の支払がない。
 (3)住民税の支払がない。

02 議員の政務調査費は平成20年度に3,003,150円を支出しているが、そのうち人件費として2,160,000円（政務調査費全体に占める割合は72%）を81歳の女性秘書に支払っている。

81歳の女性秘書を平成20年4月に採用しており、当該秘書の1年間の勤務日誌から日々何の仕事をしているかをまとめた表は、次のとおりである。

平成20年度 政務調査費（人件費）勤務日誌の年間一覧表
職員名 02 職員名 81歳の女性秘書

（単位：日数）

月	①調査資料準備作成	②県政報告会の準備	③県政だよりの製作	④県内視察の準備	⑤県外視察の準備	⑥海外視察の準備	合計
20年4月	10	7					20
5月	13	2		2			20
6月	8	3				5	16
7月	4	4	11				19
8月	8	3		7			18
9月	8	2	5		6		21
10月	5	3	10		5		23
11月	8	3					16
12月	7	5		6			18
21年1月	5	6	4	3			18
2月	7	5	3	5			20
3月	6	5	5	2			20
合計	89	48	38	30	16	8	229

上記について、平成21年12月11日にヒアリングを実施したが、その内容は次のような項目であった。

1. 年間の勤務内容の概要を教えてください。

① 調査資料準備作成に年間89日かけていますが、平成20年度の調査資料作成にはどのようなものがありましたか。	ヒアリング時には、明確な回答は得られなかった。		4日会・7日会で実施しているとのこと。
② 県政報告会の準備に年間48日かけていますが、平成20年度の県政報告会は何日程ありましたか。その時の原稿は平成20年度で何枚程になりますか。→ 確認がとれなかった。	県政だよりの製作		
③ 県政だよりの製作	県政だよりは平成20年度で何回くらい発行しましたか。→ 確認がとれなかった。		
	県政だよりの製作は7月に11日、9月に5日、10月に10日、1月に4日、2月に8日、3月に5日程で延38日かけていますが、平成20年度の原稿はどのようなものですか。	ヒアリング時には、明確な回答は得られなかった。	
	原稿は年間何枚くらい作成しますか。 (不明 枚)		
下記④～⑦までの質問事項も用意したが、①～③まで明確な回答が得られなかったため省略した。			
④ 政務調査費の資料作成	時間は何のくらいですか (不明 枚)		時間 (分)
⑤ パソコンの利用時間・利用内容 (例：文書作成・表計算・調査検索・メール送受信、プレゼン資料作成等)	時間は何のくらいですか		時間 (分)
⑥ 電話の応対、連絡	時間は何のくらいですか		時間 (分)
⑦ 事務所の清掃かたづけ	時間は何のくらいですか		時間 (分)
	合計		時間 (分)

政務調査費

Ⅲ-8

03 議員の政務調査費で、平成 20 年度に人件費として A 氏と B 氏あわせて 200,000 円の給料を支払っているが、このうち A 氏については、過去 5 年間政務調査費から支払を行っている給料について、他からの給料もあるため税額表の乙欄で源泉徴収しなければならないにもかかわらず、源泉徴収が行われておらず、A 氏自身過去 5 年間 03 議員からの給与を確定申告の対象から除外していた。このため当該職員へのヒアリング時（平成 21 年 12 月 11 日）に過去 5 年間の確定申告をしようよう依頼したが、平成 22 年 2 月 22 日までは、確定申告書の控を確認することはできなかった。

03 議員の秘書 A については A 氏が別会社より給与収入があるため、03 議員において給与収入月額 100,000 円について、交通費の非課税分 17,640 円を控除した額の 3% (100,000 円 - 17,640) × 0.03 = 2,470 円を源泉徴収する義務がある。この額を過去において源泉徴収していなかった。しかし平成 21 年 8 月 5 日において次のような納付状況が確認された。

源泉所得税の納付状況

給料支払年月	人件費	源泉所得税	納付年月	給料支払年月	人件費	源泉所得税	納付年月
20年6月	160,520円	2,470円	21.8.5	20年12月	160,520円	2,470円	21.8.5
20年7月	160,520円	2,470円	21.8.5	21年1月	160,520円	2,470円	21.8.5
20年8月	160,520円	2,470円	21.8.5	21年2月	160,520円	2,470円	21.8.5
20年9月	160,520円	2,470円	21.8.5	21年3月	160,520円	2,470円	21.8.5
20年10月	160,520円	2,470円	21.8.5	21年4月	160,520円	2,470円	21.8.5
20年11月	160,520円	2,470円	21.8.5	21年5月	160,520円	2,470円	21.8.5

(注)A 氏 (100,000 - 17,640) + B 氏 (100,000 - 21,840) = 160,520 円

上記のとおり A 氏については源泉徴収が必要であるが、B 氏については他に給与収入がなく税額表の甲欄を適用すると源泉徴収は不用である。

03 議員では A 氏の給料について、源泉徴収義務者となるため、給料の支払時に源泉徴収を行う必要がある。さらに支払った給料について源泉徴収票を A 氏の市町村に発送する必要がある。このようなことが適切に行われていないため、所得税・住民税・社会保険料等が課税もれとなっている。

上記平成 21 年 8 月 5 日の源泉所得税納付（平成 20 年 6 月から平成 21 年 5 月分もふまえ、平成 16 年から平成 20 年までの 5 年間について適切に確定申告をする必要がある。

このため、A 氏に対するヒアリング時（平成 21 年 12 月 11 日）に過去 5 年間の確定申告をしようよう A 氏に依頼したが、平成 22 年 2 月 22 日までは、確定申告書の控えを確認することはできなかった。

政務調査費

Ⅲ-9

04 議員の広報費 1,413,693 円のうち、169,850 円については確認の結果二重計上となっていた。このため、04 議員の政務調査費総額 2,825,589 円から 169,850 円を差し引いた 2,655,739 円は交付額 2,760,000 円を 104,261 円下回るため、返納の対象となり、平成 21 年 12 月 21 日に返納が行われた。

04 議員に対し、広報費で支払っている下記 5 件について、実物の提出をお願いした。

- (1)平成 20 年 4 月 15 日 A 印刷社に 202,300 円支払っている A 広報誌 4 月号 No19
- (2)平成 20 年 7 月 25 日 A 印刷社に 169,850 円支払っている A 広報誌 7 月号 No20
- (3)平成 20 年 8 月 12 日 A 印刷社に 179,775 円支払っている 県議会だより
- (4)平成 20 年 10 月 29 日 A 印刷社に 163,350 円支払っている A 広報誌 10 月号 No21
- (5)平成 21 年 1 月 14 日 A 印刷社に 167,280 円支払っている A 広報誌 新年号 No22

実物を確認したところ、(1)(2)(4)(5)はあったが、(3)について内容を確認したところ、(2)に増刷分を合わせた領収書が発行され、誤って(2)の分が二重計上になっっていたことが判明した。

	印刷費	折込チラシ枚数	折込チラシ代
(1)A 広報誌 4 月号 No19	4/15 202,300 円	17,480 枚 700 枚	42.3 84,283 円 4/8 3,381 円
(2)A 広報誌 7 月号 No20	7/25 169,850 円	17,480 枚 700 枚	7/25 84,283 円 7/29 3,381 円
(3)県議会だより	8/12 179,775 円	-	-
(4)A 広報誌 10 月号 No21	10/29 163,350 円	10,900 枚 700 枚	10/27 52,647 円 10/28 3,381 円
(5)A 広報誌 新年号 No22	1/14 167,280 円	(推)6,550 枚 (推)17,480 枚 700 枚	11/1 30,429 円 1/7 84,042 円 1/7 3,381 円

上記のように政務調査費(広報費)の印刷代と同折込チラシ枚数が連動しない(3)の印刷費が発生していた。このような場合、印刷費の支出の妥当性が問題となったが、内容を調査した結果(2)に増刷分を合わせた領収書が再度業者から発行され、(2)の分が二重計上されていたことが判明した。

山梨県への返納した額は、104,261 円である。

当初の政務調査費報告額	過大費用計上額	あるべき政務調査費
2,825,589 円	- 169,850 円	= 2,655,739 円
交付額	あるべき政務調査費	返納額
2,760,000 円	- 2,655,739 円	= 104,261 円